

名古屋市公報

平成16年10月 6日号

第575号

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
 発行所 名古屋市役所
 電話〔052〕972-2246
 編集兼 名古屋市総務局
 発行人 行政システム部法制課長

目 次

規 則	次
○ 名古屋市保健所条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 (健福・総務課) (第115号)	7
○ 児童相談所長委任規則の一部を改正する規則 (総務・行政経営室) (第116号)	8
○ 保健所長委任規則の一部を改正する規則 (総務・行政経営室) (第117号)	9
○ 被服貸与規則の一部を改正する規則 (総務・給与課) (第118号)	10
○ 名古屋市保育所入所に関する規則の一部を改正する規則 (健福・総務課) (第119号)	12
○ 名古屋市クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則 (健福・総務課) (第120号)	14
○ 地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則の一部を改正する規則 (総務・給与課) (第121号)	20
○ 名古屋市自転車等の放置の防止に関する条例施行細則の一部を改正する規則 (緑土・総務課) (第122号)	21
告 示	
○ 道路法による違法物件の除却公告 (緑土・道路管理課) (第444号)	24
○ 平成16年度一般廃棄物処理実施計画の一部改正について (環境・作業課) (第445号)	25
○ 名古屋市清水山土地区画整理組合の定款の変更認可 (住都・区画整理課) (第446号)	26
○ 定款変更に係る告示 (住都・志段味総合整備推進室) (第447号)	27
○ 有料公園施設の供用月日の変更について (緑土・緑地管理課) (第448号)	28
○ 結核予防法による指定医療機関の辞退 (健福・健康増進課) (第449号)	29
○ 結核予防法による指定医療機関の指定 (健福・健康増進課) (第450号)	30
○ 指定事業の内容変更に伴う再手続等免除承認について (環境・環境影響評価室) (第451号)	31
○ 道路法による違法物件の除却公告 (緑土・道路管理課) (第452号)	32
○ 道路法による違法物件の除却公告 (緑土・道路管理課) (第453号)	33
○ 収納代理金融機関の指定 (収入・出納課) (第454号)	34
○ 名古屋市牧野公設市場の臨時休業 (市経・地域商業課) (第455号)	35

○ 指定居宅支援事業者にかかる事業者の指定について	(健福・障害施設課)	(第456号)	36
○ 指定居宅支援事業者にかかる事業者の指定について	(健福・障害施設課)	(第457号)	38
○ 指定居宅支援事業者にかかる事業者の指定について	(健福・障害施設課)	(第458号)	40
○ 指定居宅支援事業者の変更について	(健福・障害施設課)	(第459号)	41
○ 指定居宅支援事業者の変更について	(健福・障害施設課)	(第460号)	42
○ 指定居宅支援事業者の変更について	(健福・障害施設課)	(第461号)	43
○ 市立病院における使用料等の徴収事務委託	(健福・病院経理課)	(第462号)	44
○ 自転車等放置禁止区域の指定	(緑土・自転車駐車対策室)	(第463号)	46
○ 自転車等放置禁止区域の名称変更	(緑土・自転車駐車対策室)	(第464号)	60
○ 自転車等保管場所において徴収する費用の徴収事務委託	(緑土・自転車駐車対策室)	(第465号)	61
○ 生活保護法による指定医療機関等の廃止	(健福・保護課)	(第466号)	62
○ 生活保護法による指定医療機関等の変更	(健福・保護課)	(第467号)	64
○ 生活保護法による医療機関の指定	(健福・保護課)	(第468号)	65
○ 名古屋市身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援等に要する費用の額の算定に関する基準の一部改正	(健福・障害施設課)	(第469号)	67
○ 名古屋市知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援等に要する費用の額の算定に関する基準の一部改正	(健福・障害施設課)	(第470号)	69
○ 名古屋市児童福祉法に基づく指定居宅支援等に要する費用の額の算定に関する基準の一部改正	(健福・障害施設課)	(第471号)	71
達			
○ 課の係及び分掌事務規程の一部の改正		(第55号)	73
○ 名古屋市東京事務所处務規程の一部の改正		(第56号)	74
人 事 委 員 会 規 則			
○ 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則		(第9号)	75
上 下 水 道 局 告 示			
○ 水道料金及び下水道使用料収納事務の一部の委託		(第14号)	77
○ 水道料金及び下水道使用料収納事務の一部の委託		(第15号)	78
上 下 水 道 局 管 理 規 程			
○ 名古屋市水道給水条例施行規程の一部の改正		(第32号)	79
○ 名古屋市上下水道局次長以下代決規程の一部の改正		(第33号)	80
○ 名古屋市下水道条例施行規程の一部の改正		(第34号)	81
交 通 局 告 示			
○ 高速電車の運輸営業について		(第6号)	82

○ 高速電車の駅の名称変更について	(第7号)	83
○ 名古屋市交通局営業所及び分所の位置についての一部改正について	(第8号)	84
○ 乗合自動車の運行系統の新設、変更、廃止及び停留所の新設等について	(第9号)	85
○ 料金等徴収事務の委託について	(第10号)	105
交 通 局 管 理 規 程		
○ 高速電車乗車料条例施行規程の一部の改正	(第28号)	108
○ 高速電車名古屋大学・新瑞橋間の運輸営業の実施に伴う定期券の書換え等の特例に関する規程	(第29号)	110
○ 名古屋市交通局事務分掌規程の一部の改正	(第30号)	114
公 告		
○ 公告対象区域内における同一敷地内建築物以外の建築物の位置及び構造の認定に係る公告	(住都・建築指導課)	119
雑 報		
○ 名古屋高速道路公社公告	(第3号)	120
○ 教育委員会の人事異動		121
○ 職員の懲戒処分		122

規 則 の あ ら ま し

- 名古屋市保健所条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（第115号）
 - 1 内容

名古屋市保健所条例の一部を改正する条例（平成16年名古屋市条例第47号）の施行期日を平成16年10月4日と定めるものです。
 - 2 施行期日

公布の日から施行します。
- 児童相談所長委任規則の一部を改正する規則（第116号）
 - 1 改正内容

規則中で引用している児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）の条項移動に伴い、規定の整理を行います。（本則第8号関係）

2 施行期日

平成16年10月 1日から施行します。

○ 保健所長委任規則の一部を改正する規則（第 117号）

1 改正内容

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）の一部改正により、クリーニング所を開設しないで洗濯物の受取及び引渡しをすることを営業としようとする者は、営業方法、従業者数その他必要な事項をあらかじめ市長に届け出なければならないこととなり、それに伴う届出の受理に関する事務を保健所長に委任するものです。（本則第50号関係）

2 施行期日

平成16年10月 1日から施行します。

○ 被服貸与規則の一部を改正する規則（第 118号）

1 改正内容

名古屋城管理事務所に勤務する女性業務士に対し、新たに被服を貸与することに伴い、規定の整備を行います。（別表3丙類第 7号関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。

○ 名古屋市保育所入所に関する規則の一部を改正する規則（第 119号）

1 改正内容

(1) 保育所への入所の基準となる保護者の状態として、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第13条の2第1項に規定する特別の支援を要する家庭であることを加えることとし、これに伴い、規定の整備を行います。（第2条第4項及び第6条第4項関係）

(2) 保育所への入所の選考において行う配慮に、児童虐待の防止等に関する法律第13条の2第1項に規定する配慮を追加します。（第7条第2項関係）

2 施行期日

平成16年10月1日から施行します。

○ 名古屋市クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則（第 120号）

1 改正内容

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）の一部が改正され、クリーニング所を開設しないで洗濯物の受取及び引渡しをすることを営業としようとする者に、届出が義務付けられたことに伴い、規定の整備をするものです。（第1条第2項、第2条、第3条、第5条、第1号様式、第1号様式の2、第3号様式及び第5号様式関係）

2 施行期日

平成16年10月1日から施行します。

○ 地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則の一部を改正する規則（第 121号）

1 改正内容

交通局の組織改正に伴い、規定の整理を行います。

2 施行期日

公布の日から施行します。

○ 名古屋市自転車等の放置の防止に関する条例施行細則の一部を改正する規則（第 122号）

1 改正内容

(1) 地下鉄4号線（名古屋大学・新瑞橋間）及びあおなみ線の開業に伴い、八事駅自転車駐車場を始め21か所の有料自転車駐車場を新たに設置します。（別表第2関係）

(2) 地下鉄6号線の駅名変更に伴い、瑞穂運動場自転車駐車場を瑞穂運動場西自転車駐車場に名称変更します。（別表第2関係）

2 施行期日

平成16年11月1日（瑞穂運動場自転車駐車場の名称を変更する部分は平成16年10月6日）から施行します。

達 の あ ら ま し

○ 課の係及び分掌事務規程の一部を改正する規程（第55号）

1 改正内容

2005年日本国際博覧会の開催に際して、本市に関係する接遇業務を円滑に推進するため、市長室秘書課に設置する主査（国際博覧会接遇）を2名から3名とします。（第1条関係）

外国人観光客の誘致を推進するため、市民経済局文化観光部観光推進室に主査（外国人観光客の誘致に係る調査研究）を設置します。（第1条関係）

2 施行期日

平成16年10月1日から施行します。

○ 名古屋市東京事務所処務規程の一部を改正する規程（第56号）

1 改正内容

市民経済局文化観光部観光推進室に平成16年10月1日から新設する主査（外国人観光客の誘致に係る調査研究）に、名古屋市東京事務所の主査（調査）を兼務させるため、関係規定を整理するものです。（第3条関係）

2 施行期日

平成16年10月1日から施行します。

名古屋市保健所条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに
公布する。

平成16年 9 月29日

名古屋市長 松 原 武 久

名古屋市規則第115号

名古屋市保健所条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規
則

名古屋市保健所条例の一部を改正する条例（平成16年名古屋市条例第47号）
の施行期日は、平成16年10月 4 日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

児童相談所長委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年 9 月30日

名古屋市長 松 原 武 久

名古屋市規則第 116 号

児童相談所長委任規則の一部を改正する規則

児童相談所長委任規則（昭和31年名古屋市規則第52号）の一部を次のように改正する。

本則第 8 号中「第11条第 2 項」を「第11条第 3 項」に改める。

附 則

この規則は、平成16年10月 1 日から施行する。

保健所長委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年 9 月30日

名古屋市長 松 原 武 久

名古屋市規則第 117 号

保健所長委任規則の一部を改正する規則

保健所長委任規則（昭和28年名古屋市規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

本則第50号中「開設」の次に「、営業」を加える。

附 則

この規則は、平成16年10月 1 日から施行する。

被服貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年 9 月30日

名古屋市長 松 原 武 久

名古屋市規則第 118 号

被服貸与規則の一部を改正する規則

被服貸与規則（昭和36年名古屋市規則第43号）の一部を次のように改正する。

別表 2 乙類第12号中

「

看護衣（長そで）	6 の 4 の 4	1	を
----------	-----------	---	---

」

「

看護衣（長そで）	6 の 4 の 4	1	に改め、同号中備考欄を次の
○片前白衣	6 の 1	8	

」

ように改める。

6 の 1 は男性用、6 の 4 の 3、6 の 4 の 4、6 の 5、8 及び 9 の 4 は女
--

性用とする。

看護衣（半そで）、看護衣（長そで）、くつ下及びくつは、市立大学病院の病棟、集中治療部及び中央手術部の業務に従事する者に限り貸与する。

別表３丙類第７号中「及び５の４の７」を「、５の４の７及び９の３」に、「土木事務所に勤務する緑地」を「名古屋城管理事務所に勤務する者及び土木事務所に勤務する緑地」に、「緑政土木局緑地補修員」を「緑政土木局緑地補修員等」に改め、「のうち女性」を削り、「制式番号は、女性の緑政土木局緑地補修員」を「制式番号は、女性の緑政土木局緑地補修員等」に、「）は、女性の緑政土木局緑地補修員」を「）は、緑政土木局緑地補修員等」に、「男性職員に限り、５の４の４」を「者に限り、男性用は５の４の４、女性用は５の４の６」に、「）及び緑政土木局緑地補修員」を「）及び土木事務所に勤務する緑地の補修作業員」に、「男性の植物園緑地造園職員及び男性の緑政土木局緑地補修員」を「男性職員であって、植物園緑地造園職員及び土木事務所に勤務する緑地の補修作業員」に、「女性職員（緑政土木局緑地補修員を除く。）に限り貸与する」を「緑政土木局緑地補修員等には貸与しない」に、「緑政土木局緑地補修員並びに男性職員であって、名古屋城管理事務所に勤務する者」を「緑政土木局緑地補修員等並びに男性職員であって」に、「緑政土木局緑地補修員以外の土木事務所に勤務する者」を「土木事務所に勤務する者（緑地の補修作業員を除く。）」に改め、「名古屋城管理事務所及び」を削り、「（以下「名古屋城等勤務職員」という。）、植物園緑地造園職員並びに緑政土木局緑地補修員」を「、植物園緑地造園職員及び緑政土木局緑地補修員等」に、「名古屋城等勤務職員及び緑政土木局緑地補修員」を「東山総合公園事務局企画建設課に勤務する者及び緑政土木局緑地補修員等」に改め、同類第１５号中「作業服（上）及び」を「作業員に限り、作業服（上）及び」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

名古屋市保育所入所に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年 9 月30日

名古屋市長 松 原 武 久

名古屋市規則第119号

名古屋市保育所入所に関する規則の一部を改正する規則

名古屋市保育所入所に関する規則（平成10年名古屋市規則第46号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項に次の1号を加える。

(6) 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第13条の2第1項に規定する特別の支援を要する家庭であること。

第6条第4項に次の1号を加える。

(8) 第2条第4項第6号に掲げる事由に該当する場合 承諾日から当該家庭の状況を考慮して事務所長が定める日まで

第7条第2項中「母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第4項に規定する母子家庭等の福祉が増進されるように」を「児童虐待の防止等に関する法律第13条の2第1項に規定する配慮及び母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第28条に規定する」に改める。

附 則

この規則は、平成16年10月1日から施行する。

名古屋市クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年 9 月30日

名古屋市長 松 原 武 久

名古屋市規則第120号

名古屋市クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

名古屋市クリーニング業法施行細則（昭和25年名古屋市規則第66号）の一部を次のように改正する。

第1条中「（以下「保健所長」という。）」を削り、同条に次の1項を加える。

- 2 法第5条第2項の規定により、クリーニング所を開設しないで洗濯物の受取及び引渡しをすることを営業しようとする者は、無店舗取次店営業届（第1号様式の2）を、その営業しようとする区域ごとに当該区域を管轄する保健所長に提出しなければならない。

第2条中「第5条第2項」を「第5条第3項」に、「保健所長」を「その開設地又は営業区域を管轄する保健所長」に改める。

第3条中「第5条第2項」を「第5条第3項」に改め、「クリーニング所」の次に「又は第1条第2項に規定する営業」を加え、「保健所長」を「その開設地又は営業区域を管轄する保健所長」に改める。

第 5 条中「保健所長」を「その開設地又は営業しようとする区域を管轄する保健所長」に改める。

第 1 号様式（表）中

「住所
氏名
年 月 日生」
「住所
氏名
年 月 日生
電話番号」
に、

その他の従事者	氏 名	年 月 日生	を
	住 所		
	氏 名	年 月 日生	
	住 所		

その他の従事者	氏 名		に
	氏 名		
	氏 名		

改め、同様式（裏）中

「 3 洗濯物の受取及び引渡しのみを行うクリーニング所で、洗濯物の処理を他管区内のクリーニング所で行う場合は、そのクリーニング所が営業していることを確認できる書類」

「 3 他に無店舗取次店を営んでいるときは、その取次店ごとの名称、業務用車両の保管場所及び自動車登録番号又は車両番号、従事者数並びにクリーニング師の氏名」

4 洗濯物の受取及び引渡しのみを行うクリーニング所で、洗濯物の処理を他管区内のクリーニング所で行う場合は、そのクリーニング所が営業していることを確認できる書類」

改め、同様式の次に次の 1 様式を加える。

第 1 号様式の 2 (表)

無店舗取次店営業届

年 月 日

(あて先) 名古屋市 保健所長

住 所

氏 名

年 月 日生

電話番号

〔 法人の場合は、その名称、所在地
及び代表者の氏名 〕

無店舗取次店を営業しますので、クリーニング業法第 5 条第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

無店舗取次店の名称		電話番号			
営 業 区 域					
業 務 用 車 両	台 数				
	自動車登録番号又は車両番号				
	種 別				
	保 管 場 所				
	構 造 の 概 要				
従 事 者	ク リ ー ニ ン グ 師	氏 名		生年月日	年 月 日
		住 所			
		登録番号			
	その他の従事者	氏 名			
		氏 名			
		氏 名			
クリーニング業法第 3 条第 3 項第 5 号に規定する洗濯物の取扱い		取り扱う ・ 取り扱わない			
洗濯物を処理するクリーニング所		名 称 所在地			
営業開始予定年月日		年 月 日			

(裏)

(併せて提出する書類)

- 1 他にクリーニング所を開設しているときは、その営業所の名称、所在地、従事者数及びクリーニング師の氏名
 - 2 他に無店舗取次店を営んでいるときは、その取次店ごとの名称、業務用車両の保管場所及び自動車登録番号又は車両番号、従事者数並びにクリーニング師の氏名
 - 3 洗濯物を処理するクリーニング所が営業していることを確認できる書類
- 備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

第3号様式中「、クリーニング所」の次に「又は無店舗取次店の営業」を加え、「クリーニング所の名称及び所在地」を「クリーニング所
無店舗取次店の名称及び所在地
営業区域」に改める。

第5号様式（表）中

「

クリーニング所	名 称	
	所 在 地	電話番号
管 理 人	氏 名	
	所 在 地	

を

」

「

クリーニング所 無店舗取次店	名 称	
	所在地又は 営業区域	電話番号
無店舗取次店の 業務用車両	保管場所	
	自動車登録 番号又は 車両番号	

に

」

改め、同様式（裏）中

「 4 分割の場合は、分割により営業を承継した法人の登記簿の謄本 」を

「 4 分割の場合は、分割により営業を承継した法人の登記簿の謄本

5 他にクリーニング所を開設しているときは、その営業所の名称、所在地、従事者数及びクリーニング師の氏名

6 他に無店舗取次店を営んでいるときは、その取次店ごとの名称、業務用車両の保管場所及び自動車登録番号又は車両番号、従事者数並びにクリーニング師の氏名

に

」

改める。

附 則

1 この規則は、平成16年10月1日から施行する。

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市クリーニング業法施行細則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている届は、この規則による改正後の名古屋市クリーニング業法施行細則（以下「新規則」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて作成されている用紙で残量のあるものについては、新規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年10月1日

名古屋市長 松 原 武 久

名古屋市規則第121号

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則（昭和40年名古屋市規則第91号）の一部を次のように改正する。

第5号中「藤ヶ丘工場、名城工場」を「藤が丘工場、名港工場」に改め、「副長」の次に「及び首席助役」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

名古屋市自転車等の放置の防止に関する条例施行細則の一部を改正する規則
をここに公布する。

平成16年10月 1 日

名古屋市長 松 原 武 久

名古屋市規則第 122 号

名古屋市自転車等の放置の防止に関する条例施行細則の一部を改
正する規則

名古屋市自転車等の放置の防止に関する条例施行細則（昭和63年名古屋市規
則第 103 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中

「

御器所駅自転車駐車場	名古屋市昭和区阿由知通 4 丁目 5 番 1 先
------------	--------------------------

を

」

「

御器所駅自転車駐車場	名古屋市昭和区阿由知通 4 丁目 5 番 1 先
八事駅自転車駐車場	名古屋市昭和区広路町字石坂 1 番 3 先
八事第二自転車駐車場	名古屋市昭和区広路町字石坂39番 3

に、

八事日赤第一自転車駐車場	名古屋市昭和区山手通 3 丁目20番
八事日赤第二自転車駐車場	名古屋市昭和区山手通 3 丁目11番

「

瑞穂運動場自転車駐車場	名古屋市瑞穂区瑞穂通 5 丁目13番 1
-------------	----------------------

を

「

瑞穂運動場西自転車駐車場	名古屋市瑞穂区瑞穂通 5 丁目13番 1
--------------	----------------------

に、

「

落合橋自転車駐車場	名古屋市瑞穂区洲山町 2 丁目39番 4 先
-----------	------------------------

を

「

落合橋自転車駐車場	名古屋市瑞穂区洲山町 2 丁目39番 4 先
総合リハビリセンター第一自転車駐車場	名古屋市瑞穂区弥富町字上山 178 番 4
総合リハビリセンター第二自転車駐車場	名古屋市瑞穂区弥富町字密柑山 1 番 7
総合リハビリセンター第三自転車駐車場	名古屋市瑞穂区弥富町字密柑山 1 番 1
瑞穂運動場東第一自転車駐車場	名古屋市瑞穂区田辺通 5 丁目11番 1
瑞穂運動場東第二自転車駐車場	名古屋市瑞穂区田辺通 6 丁目 2 番
瑞穂運動場東第三自転車駐車場	名古屋市瑞穂区田辺通 5 丁目11番 3 先
瑞穂運動場東第四自転車駐車場	名古屋市瑞穂区八勝通 3 丁目 4 番 3

に、

」

「

春田自転車駐車場	名古屋市中川区富田町大字春田字臼之本 1466番 1
----------	-------------------------------

を

」

「

春田自転車駐車場	名古屋市中川区富田町大字春田字臼之本 1466番 1
荒子自転車駐車場	名古屋市中川区吉良町 138 番12
小本自転車駐車場	名古屋市中川区小本一丁目68番
中島第一自転車駐車場	名古屋市中川区昭和橋通 5 丁目15番 1
中島第二自転車駐車場	名古屋市中川区東中島町 4 丁目 1 番 2
南荒子自転車駐車場	名古屋市中川区若山町 4 丁目 1 番 5
荒子川公園自転車駐車場	名古屋市港区品川町 2 丁目62番 2
稲永自転車駐車場	名古屋市港区一州町 1 番 3
名古屋競馬場前第一自転車 駐車場	名古屋市港区川西通 5 丁目34番
名古屋競馬場前第二自転車 駐車場	名古屋市港区正保町 5 丁目 3 番 1
野跡自転車駐車場	名古屋市港区野跡三丁目 1 番

に

」

改める。

附 則

この規則は、平成16年11月 1 日から施行する。ただし、別表第 2 の改正規定
中瑞穂運動場自転車駐車場の項を改める部分は、平成16年10月 6 日から施行す
る。

名古屋市告示第 444号

道路法による違法物件の除却公告

道路法（昭和27年法律第 180号）第43条第 2号の規定に違反し、道路管理上支障となっている物件について、その除却を命ずべき者を確認することができないので、同法第71条第 3項の規定に基づき次のとおり公告します。

平成16年 9月27日

名古屋市長 松 原 武 久

- 1 下記の物件の所有者は、平成16年10月10日までにこの物件を撤去してください。
- 2 上記期限までに撤去されない場合は、市長又は市長の命じた者若しくは委任した者が、下記の物件の所有者等の負担において除却処分します。

記

所 在 地	メーカー名	車 種	登 録 番 号	色
港区錦町21番15号先道路	ダイハツ	ミラ	名古屋51さ6988	黒
港区錦町21番15号先道路	ダイハツ	ミラ	名古屋50ひ8459	白

名古屋市緑政土木局道路部道路管理課

名古屋市告示第 445号

平成16年度一般廃棄物処理実施計画の一部改正について

平成16年度一般廃棄物処理実施計画（名古屋市告示第 189号）の一部を次のように改正し、平成17年 1月 1日から施行します。

平成16年 9月28日

名古屋市長 松 原 武 久

2(2)ア中（注 4）を（注 5）とし、（注 3）を（注 4）とし、（注 2）の次に新たに次の（注 3）を加える。

（注 3） 資源の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成 3年政令第 327号）別表第 6の 1の項の上欄に掲げるパーソナルコンピュータを除きます。

2(4)イ中（キ）を（ク）とし、（カ）の次に新たに次の（キ）を加える。

（キ） 資源の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成 3年政令第 327号）別表第 6の 1の項の上欄に掲げるパーソナルコンピュータ

名古屋市環境局事業部作業課

名古屋市告示第 446 号

名古屋市清水山土地区画整理組合の定款の変更認可

土地区画整理法（昭和29年法律第 119 号）第39条第 1 項の規定により、次の土地区画整理組合の定款の変更について認可しました。

平成16年 9 月28日

名古屋市長 松 原 武 久

- 1 組合の名称
名古屋市清水山土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地
名古屋市緑区有松町大字桶狭間字切戸山14番第44番地
- 3 設立認可の年月日
平成元年10月14日
- 4 変更認可の年月日
平成16年 9 月28日

名古屋市住宅都市局開発調整部区画整理課

名古屋市告示 447号

定款変更に係る告示

土地区画整理法（昭和29年法第 119号）第39条第 1項の規定により、次の土地区画整理組合の定款の変更について認可しました。

平成16年 9月28日

名古屋市長 松 原 武 久

- 1 組合の名称
名古屋市吉根特定土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地
名古屋市守山区大字吉根字笹ヶ根 566番地の 3
- 3 設立認可の年月日
昭和59年 3月30日
- 4 変更認可の年月日
平成16年 9月28日

住宅都市局開発調整部志段味総合整備推進室

名古屋市告示第 448号

有料公園施設の供用月日の変更について

名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第 6条ただし書の規定により、次のとおり公園施設の供用月日を変更します。

平成16年 9月29日

名古屋市長 松 原 武 久

1 公園施設の名称

日光川公園 プール

2 変更内容

平成16年 9月26日（日）から平成17年 6月12日（日）までを供用しない日に変更します。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 449号

結核予防法による指定医療機関の辞退

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第 4項の規定により、次の指定医療機関がその指定を辞退しました。

平成16年 9月29日

名古屋市長 松 原 武 久

名称	所在地	辞退年月日
有限会社 鶴重薬局	名古屋市中区錦三丁目24番 2号	平成16年 8月15日
下山薬局	名古屋市熱田区六番二丁目 7番22号	平成16年 4月30日

名古屋市健康福祉局健康部健康増進課

名古屋市告示第 450号

結核予防法による指定医療機関の指定

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第 1項の規定により、同法による医療を担当する機関として、次のとおり指定しました。

平成16年 9月29日

名古屋市長 松 原 武 久

名称	所在地	指定年月日
内科・循環器科 あ おやまクリニック	名古屋市千種区青柳町 6丁目10番地の 2	平成16年 8月20日
アピタ千代田橋薬局	名古屋市千種区千代田橋二丁目 1番 1号	平成16年 8月31日
株式会社スギ薬局 大門店	名古屋市中村区日吉町15番地	平成16年 8月 2日
株式会社スギ薬局 正木店	名古屋市中区正木一丁目 2番33号	平成16年 8月19日
眼科 明眼院	名古屋市中川区大畑町 2丁目14番地の 1	平成16年 8月 9日
サワ井薬局	名古屋市港区名港一丁目19番20号	平成16年 8月 9日
株式会社スギ薬局 宝神店	名古屋市港区宝神四丁目 107番地	平成16年 8月19日
医療法人 守誠会 新守山クリニック	名古屋市守山区鳥羽見二丁目1206番	平成16年 7月 7日

名古屋市健康福祉局健康部健康増進課

名古屋市告示第 451号

指定事業の内容変更に伴う再手続等免除承認について

名古屋市環境影響評価指導要綱を廃止する要綱（平成11年名古屋市告示第208号）附則 2の規定による名古屋市環境影響評価指導要綱（昭和54年名古屋市告示第47号）第19第 1項ただし書の規定により指定事業の内容変更に伴う再手続等免除申請を承認しましたので、同第 2項の規定により次のとおり告示します。

平成16年 9月30日

名古屋市長 松 原 武 久

- 1 申請年月日
平成16年 9月22日
- 2 指定事業者の氏名及び住所
名古屋市 代表者 名古屋市長 松原武久
名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号
- 3 指定事業の名称及び実施場所
名古屋市立大学病院改築工事
名古屋市瑞穂区瑞穂町字川澄 1番 1外
- 4 承認年月日
平成16年 9月29日（水）
- 5 承認する事項
指定事業の内容変更に伴う再手続その他の行為の免除
- 6 承認する理由
指定事業の内容を変更しても環境への影響が軽微であるため

環境局環境都市推進部環境影響評価室

名古屋市告示第 452号

道路法による違法物件の除却公告

道路法（昭和27年法律第 180号）第43条第 2号の規定に違反し、道路管理上支障となっている物件について、その除却を命ずべき者を確認することができないので、同法第71条第 3項の規定に基づき次のとおり公告します。

平成16年 9月30日

名古屋市長 松 原 武 久

- 1 下記の物件の所有者は、平成16年10月13日までにこの物件を撤去してください。
- 2 上記期限までに撤去されない場合は、市長又は市長の命じた者若しくは委任した者が、下記の物件の所有者等の負担において除却処分します。

記

所 在 地	メーカー名	車 種	登録番号等	色
中区金山五丁目16番 8号先道路	ホンダ	ライフ	名古屋50ひ9756	銀
中区金山五丁目 6番 地先道路	外国車	ゼネラル モータース	不詳	白
中区新栄一丁目43番 地先道路	ニッサン	バネット	名古屋 400な 6961	灰
中区新栄一丁目13番 地先道路	ニッサン	セドリック	不詳	灰

名古屋市緑政土木局道路部道路管理課

名古屋市告示第 453号

道路法による違法物件の除却公告

道路法（昭和27年法律第 180号）第43条第 2号の規定に違反し、道路管理上支障となっている物件について、その除却を命ずべき者を確認することができないので、同法第71条第 3項の規定に基づき次のとおり公告します。

平成16年 9月30日

名古屋市長 松 原 武 久

- 1 下記の物件の所有者は、平成16年10月13日までにこの物件を撤去してください。
- 2 上記期限までに撤去されない場合は、市長又は市長の命じた者若しくは委任した者が、下記の物件の所有者等の負担において除却処分します。

記

所 在 地	メーカー名	車 種	登録番号等	色
緑区高根台 918番地 1地先道路	三菱	ギャラン	E39A0027548	黒
緑区鳴海町字薬師山 8番地 3先道路	富士重工	ビビオ	KK3098536	紺
緑区大高町字三本木 1番地 1先道路	トヨタ	レビン	名古屋74も8346	白
緑区大高町字三本木 1番地 1先道路	トヨタ	マスター エース	滋賀59め2631	茶

名古屋市緑政土木局道路部道路管理課

名古屋市告示第454号

収納代理金融機関の指定

昭和52年名古屋市告示第 146号（収納代理金融機関の指定）の一部を次のように改正し、平成16年10月 1日から施行する。

平成16年10月 1日

名古屋市長 松 原 武 久

表中

「 | 株式会社 駿河銀行 | 同 上 | 」を
「 | スルガ銀行 株式会社 | 同 上 | 」に改める。

名古屋市収入役室出納課

名古屋市告示第 455号

名古屋市牧野公設市場の臨時休業

名古屋市公設市場条例施行細則（昭和39年名古屋市規則第23号）第 2条の規定により、平成16年10月 3日から同年11月 2日まで、名古屋市牧野公設市場を改修工事のため臨時休業します。

平成16年10月 1日

名古屋市長 松 原 武 久

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

指定居宅支援事業者にかかる事業者の指定について

身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283号）第17条の17第 1項の規定により、指定居宅支援事業者として、次のとおり指定しました。

平成16年10月 1日

名古屋市長 松 原 武 久

1 身体障害者居宅介護

事業者番号	指定事業所	指定事業者	指定年月日
23100101325117	ゆうらいふ天白訪問 介護事業所 名古屋市天白区原一 丁目 502番地	三井住友海上ケアネ ット株式会社 東京都千代田区神田 小川町二丁目 8番地 取締役社長 渡辺進 悟	平成16年 8 月 1日
23100101327113	みなとガイドネット 名古屋市港区港楽二 丁目10番24号	社会福祉法人名古屋 ライトハウス 名古屋市昭和区川名 本町 1丁目 2番地 理事長 本間英典	平成16年 8 月 1日
23100101328111	アサヒサンクリーン ホームヘルパー派遣 センター港 名古屋市港区東築地 町13番地の 6	アサヒサンクリーン 株式会社 東京都北区上十条一 丁目 2番15号 代表取締役 斎藤葉	平成16年 8 月 1日

		子	
23100101331115	訪問介護ひまわり 名古屋市守山区大字 下志段味字長筈 197 番地の 1	名古屋福祉センター 株式会社 名古屋市東区矢田南 三丁目12番23号 代表取締役 森脇寛	平成16年 8 月 1日
23100101320118	株式会社名東介護セ ンター 名古屋市名東区名東 本通 5丁目 1番地	株式会社名東介護セ ンター 名古屋市名東区亀の 井二丁目 160番地 代表取締役 伊藤三 子	平成16年 8 月 1日

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害施設課

名古屋市告示第 457号

指定居宅支援事業者にかかる事業者の指定について

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の17第 1項の規定により、指定居宅支援事業者として次のとおり指定しました。

平成16年10月 1日

名古屋市長 松 原 武 久

1 知的障害者居宅介護

事業者番号	指定事業所	指定事業者	指定年月日
23100201326114	ゆうらいふ天白訪問 介護事業所 名古屋市天白区原一 丁目 502番地	三井住友海上ケアネ ット株式会社 東京都千代田区神田 小川町二丁目 8番地 取締役社長 渡辺進 悟	平成16年 8 月 1日
23100201329118	アサヒサンクリーン ホームヘルパー派遣 センター港 名古屋市港区東築地 町13番地の 6	アサヒサンクリーン 株式会社 東京都北区上十条一 丁目 2番15号 代表取締役 斎藤葉 子	平成16年 8 月 1日
23100201332112	訪問介護ひまわり 名古屋市守山区大字 下志段味字長筈 197 番地の 1	名古屋福祉センター 株式会社 名古屋市東区矢田南 三丁目12番23号	平成16年 8 月 1日

		代表取締役 森脇寛	
23100201321115	株式会社名東介護センター 名古屋市名東区名東本通 5丁目 1番地	株式会社名東介護センター 名古屋市名東区亀の井二丁目 160番地 代表取締役 伊藤三子	平成16年 8月 1日

2 知的障害者短期入所

事業者番号	指定事業所	指定事業者	指定年月日
23100201324135	知的障害者通所授産施設しおかぜ作業所 名古屋市港区正保町 8丁目 134番地	社会福祉法人みなと福祉会 名古屋市港区正保町 8丁目 134番地 理事長 高木弘己	平成16年 8月 1日

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害施設課

名古屋市告示第 458号

指定居宅支援事業者にかかる事業者の指定について

児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第21条の17第 1項の規定により、指定居宅支援事業者として、次のとおり指定しました。

平成16年10月 1日

名古屋市長 松 原 武 久

1 児童居宅介護

事業者番号	指定事業所	指定事業者	指定年月日
23100301330115	アサヒサンクリーン ホームヘルパー派遣 センター港 名古屋市港区東築地 町13番地の 6	アサヒサンクリーン 株式会社 東京都北区上十条一 丁目 2番15号 代表取締役 斎藤葉 子	平成 16 年 8 月 1日
23100301322112	株式会社名東介護セ ンター 名古屋市名東区名東 本通 5丁目 1番地	株式会社名東介護セ ンター 名古屋市名東区亀の 井二丁目 160番地 代表取締役 伊藤三 子	平成 16 年 8 月 1日

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害施設課

名古屋市告示第 459号

指定居宅支援事業者の変更について

身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283号）第17条の20の規定により、指定居宅支援事業者から、次のとおり変更の届出がありました。

平成16年10月 1日

名古屋市長 松 原 武 久

1 身体障害者居宅介護

事業者番号	23100100321117	
事業所名	障害者支援センターぷらす	
所在地	名古屋市守山区小幡一丁目 8番 5号	
変更事項	新	障害者支援センターぷらす
	旧	ぷらす介護サービス
変更年月日	平成16年 4月 1日	
事業者番号	23100101194117	
事業所名	ホームヘルプひだまり	
所在地	名古屋市中区大須四丁目13番13号	
変更事項	新	名古屋市中区大須四丁目 13 番 13 号
	旧	名古屋市熱田区南一番町 2番 5号
変更年月日	平成16年 6月 1日	

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害施設課

名古屋市告示第 460号

指定居宅支援事業者の変更について

知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条の20の規定により、指定居宅支援事業者から、次のとおり変更の届出がありました。

平成16年10月 1日

名古屋市長 松 原 武 久

1 知的障害者居宅介護

事業者番号	23100200322114	
事業所名	障害者支援センターぷらす	
所在地	名古屋市守山区小幡一丁目 8番 5号	
変更事項	新	障害者支援センターぷらす
	旧	ぷらす介護サービス
変更年月日	平成16年 4月 1日	
事業者番号	23100201195113	
事業所名	ホームヘルプひだまり	
所在地	名古屋市中区大須四丁目13番13号	
変更事項	新	名古屋市中区大須四丁目 13 番 13 号
	旧	名古屋市熱田区南一番町 2番 5号
変更年月日	平成16年 6月 1日	

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害施設課

名古屋市告示第 461号

指定居宅支援事業者の変更について

児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第21条の20の規定により、指定居宅支援事業者から、次のとおり変更の届出がありました。

平成16年10月 1日

名古屋市長 松 原 武 久

1 児童居宅介護

事業者番号		23100300323111
事業所名		障害者支援センターぷらす
所在地		名古屋市守山区小幡一丁目 8番 5号
変更事項	新	障害者支援センターぷらす
	旧	ぷらす介護サービス
変更年月日		平成16年 4月 1日

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害施設課

名古屋市告示第 462 号

市立病院における使用料等の徴収事務委託

名古屋市立病院条例（平成 3 年名古屋市条例第64号）第 4 条に規定する使用料及び手数料の徴収について、次のように委託しましたので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第 403 号）第26条の 4 の規定により告示します。

平成16年10月 1 日

名古屋市長 松 原 武 久

- 1 名古屋市立東市民病院、名古屋市立城西病院及び名古屋市立城北病院において徴収する使用料及び手数料
 - (1) 委託した相手方
名古屋市中村区名駅南一丁目15番21号
株式会社日本医療事務センター
 - (2) 委託期間
平成16年10月 1 日から平成17年 3 月31日まで
- 2 名古屋市立守山市民病院において徴収する使用料及び手数料
 - (1) 委託した相手方
東京都千代田区神田駿河台二丁目 9 番地
株式会社ニチイ学館
 - (2) 委託期間
平成16年10月 1 日から平成17年 3 月31日まで
- 3 名古屋市立緑市民病院において徴収する使用料及び手数料
 - (1) 委託した相手方
東京都文京区本郷一丁目28番24号
株式会社エヌジェーシー

(2) 委託期間

平成16年10月 1 日から平成17年 3 月31日まで

名古屋市健康福祉局病院事業本部病院管理部病院経理課

名古屋市告示第 463号

自転車等放置禁止区域の指定

名古屋市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和63年名古屋市条例第40号）
第 9条第 1項の規定により、自転車等放置禁止区域を次のとおり指定します。

平成16年10月 1日

名古屋市長 松 原 武 久

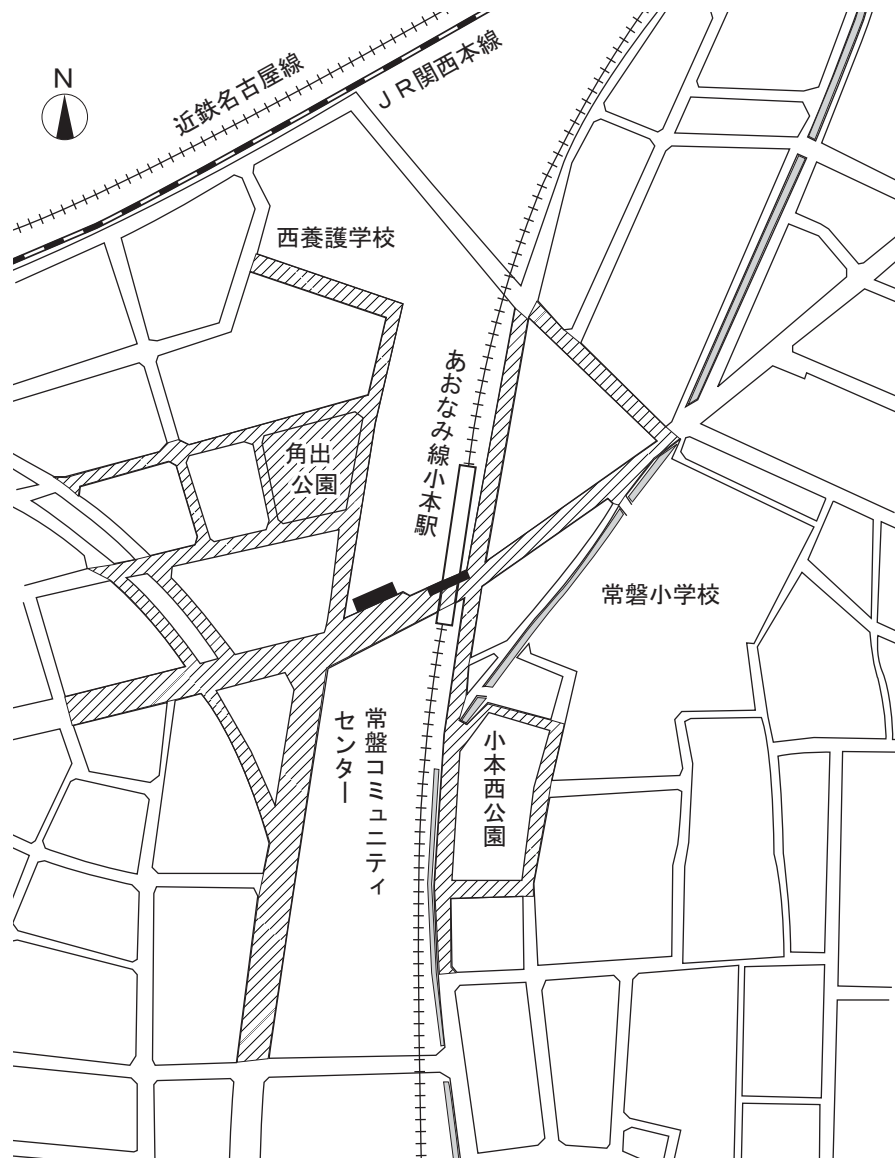
自転車等放置禁止区域の指定

指 定 年 月 日	名 称	位 置	区 域
平成16年11月 1日	小 本 自 転 車 等 放置禁止区域	中川区小本一丁目、烏森町、 柳森町、万町及び松葉町 5丁 目	別 図 1 の とおり
	荒 子 自 転 車 等 放置禁止区域	中川区荒子一丁目、荒子二丁 目、吉良町、小塚町、小本本 町 3丁目及び篠原橋通 3丁目	別 図 2 の とおり
	南 荒 子 自 転 車 等 放 置 禁 止 区 域	中川区大塩町 1丁目、大塩町 2丁目、上流町 1丁目、上流町 2丁目、馬手町 1丁目、的場町 2丁目、平戸町 1丁目、若山町 1丁目、若山町 2丁目及び若山 町 4丁目	別 図 3 の とおり
	中 島 自 転 車 等 放置禁止区域	中川区昭和橋通 4丁目、昭和 橋通 5丁目、昭和橋通 6丁目、 畑田町 1丁目、畑田町 2丁目、 畑田町 3丁目、掛入町 2丁目、 東中島町 2丁目、東中島町 3 丁目、東中島町 4丁目及び北 江町 3丁目	別 図 4 の とおり

名古屋競馬場 前自転車等放 置禁止区域	港区泰明町 1丁目、泰明町 2 丁目、土古町 1丁目、土古町 2 丁目、土古町 3丁目、川西通 4 丁目、川西通 5丁目、川西通 6 丁目、川間町 3丁目、川間町 5 丁目、正保町 6丁目及び正保 町 7丁目	別図5の とおり
荒子川公園自 転車等放置禁 止区域	港区品川町 1丁目、品川町 2 丁目、寛政町 3丁目、寛政町 4 丁目、寛政町 5丁目、寛政町 6 丁目及び寛政町 7丁目	別図6の とおり
稲永自転車等 放置禁止区域	港区一州町、稲永一丁目、十 一屋一丁目及び十一屋二丁目	別図7の とおり
野跡自転車等 放置禁止区域	港区野跡二丁目、野跡三丁目 及び野跡四丁目	別図8の とおり
八事日赤自転 車等放置禁止 区域	昭和区妙見町、八事本町、山 里町、山手通 3丁目及び山手 通 4丁目	別図9の とおり
八事自転車等 放置禁止区域	昭和区広路町、八事本町、山 手通 5丁目、天白区音聞山、 八事石坂、八事天道及び弥生 が岡	別図10の とおり
総合リハビリ センター自転 車等放置禁止 区域	瑞穂区岳見町 1丁目、密柑山 町 1丁目、密柑山町 2丁目、 八勝通 1丁目及び弥富町	別図11の とおり
瑞穂運動場東 自転車等放置 禁止区域	瑞穂区市丘町 1丁目、市丘町 2丁目、下山町 2丁目、田辺通 4丁目、田辺通 5丁目、田辺通 6丁目、八勝通 2丁目、八勝通 3丁目、日向町 1丁目、日向町 2丁目、師長町、弥富ヶ丘町 2 丁目及び山下通 5丁目	別図12の とおり

名古屋市緑政土木局道路部自転車駐車対策室

別図 1



凡例

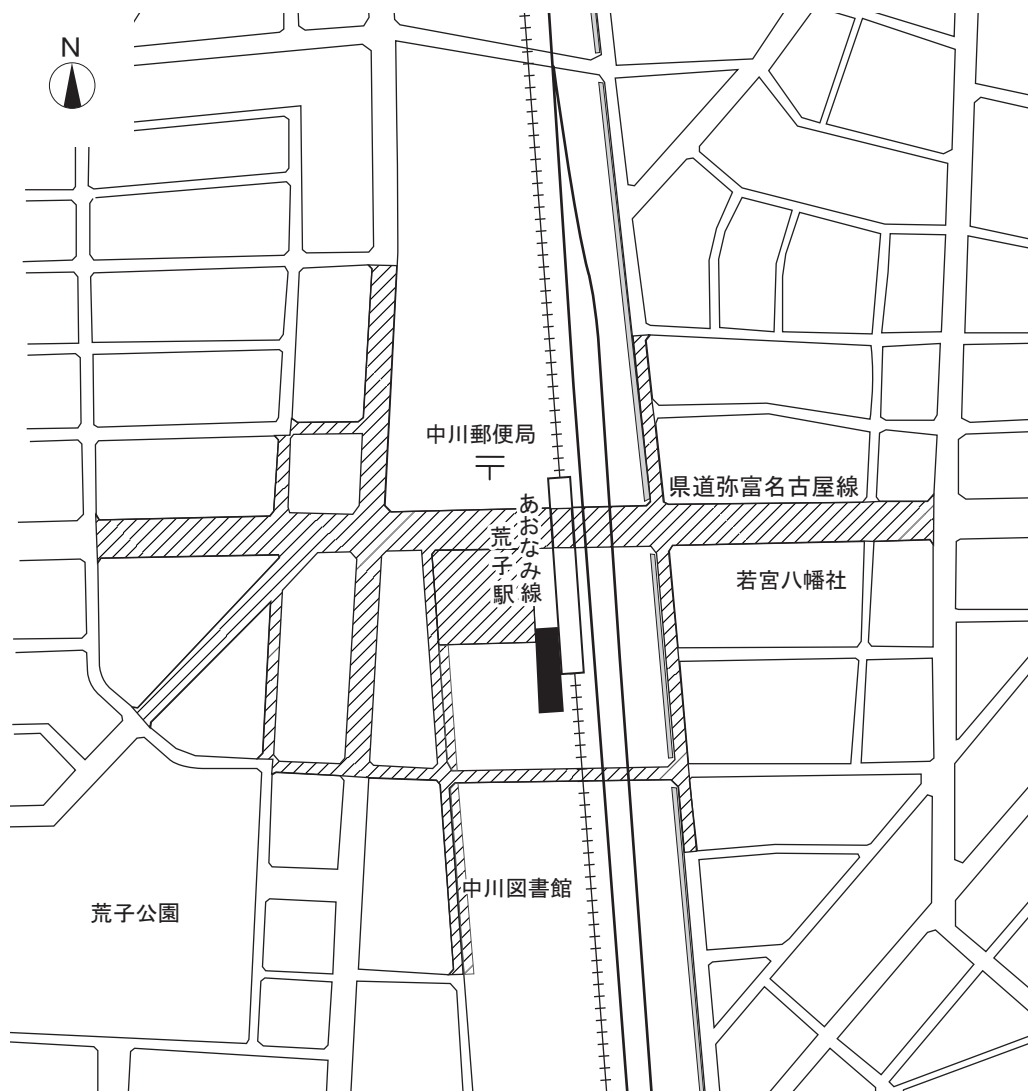


放置禁止区域



自転車駐車場

別図 2



凡例

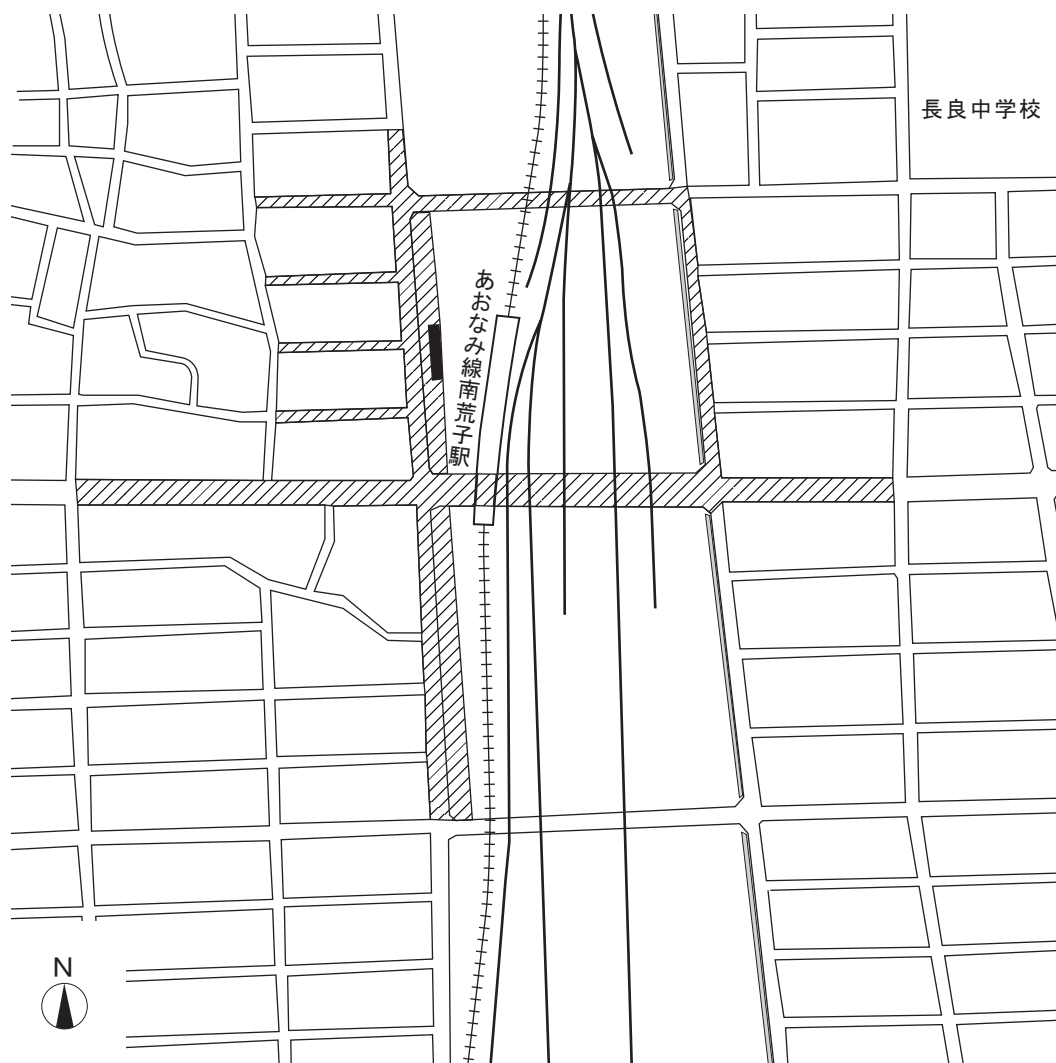


放置禁止区域



自転車駐車場

別図 3



凡例

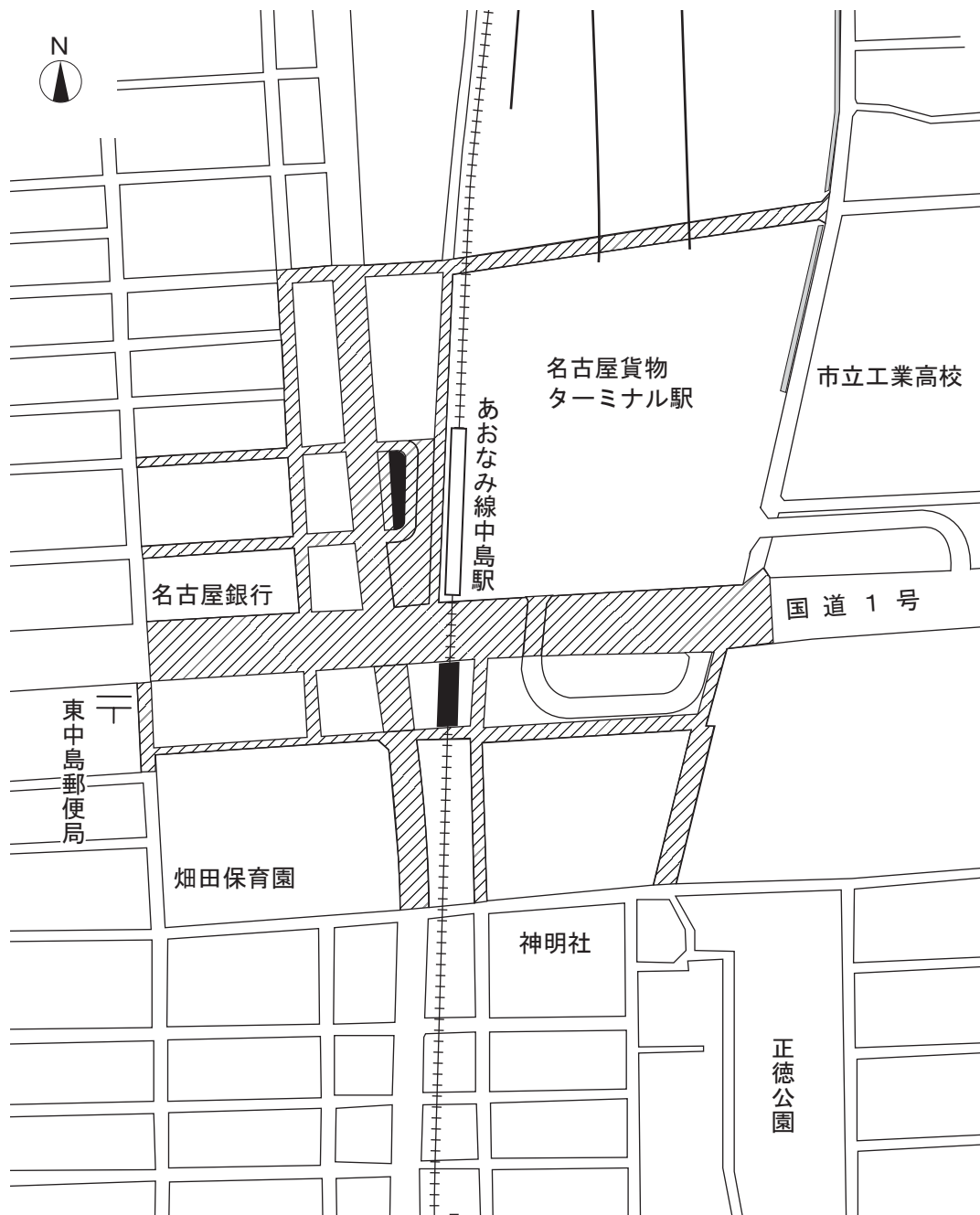


放置禁止区域



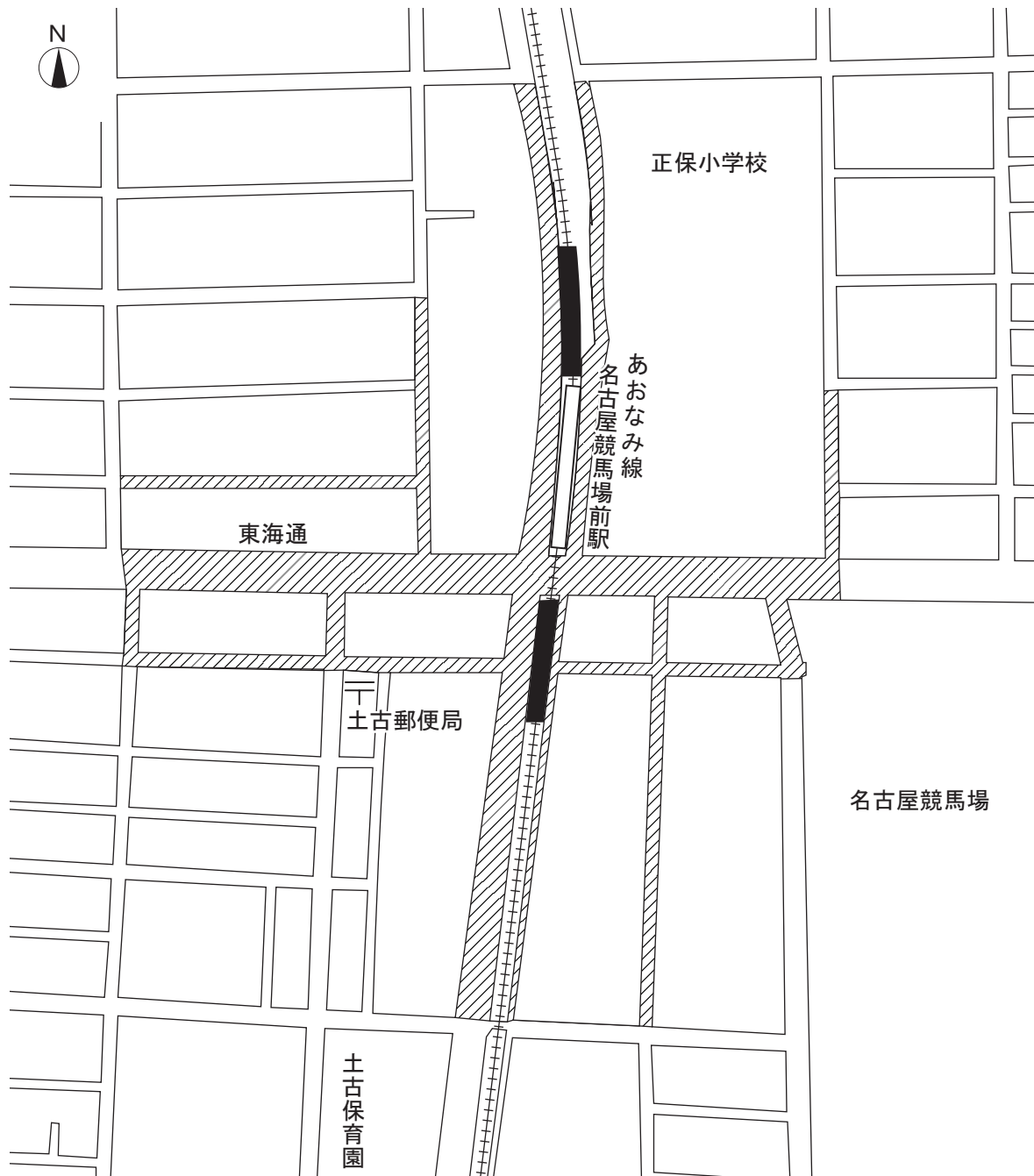
自転車駐車場

別図 4



凡例	
	放置禁止区域
	自転車駐車場

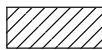
別図 5



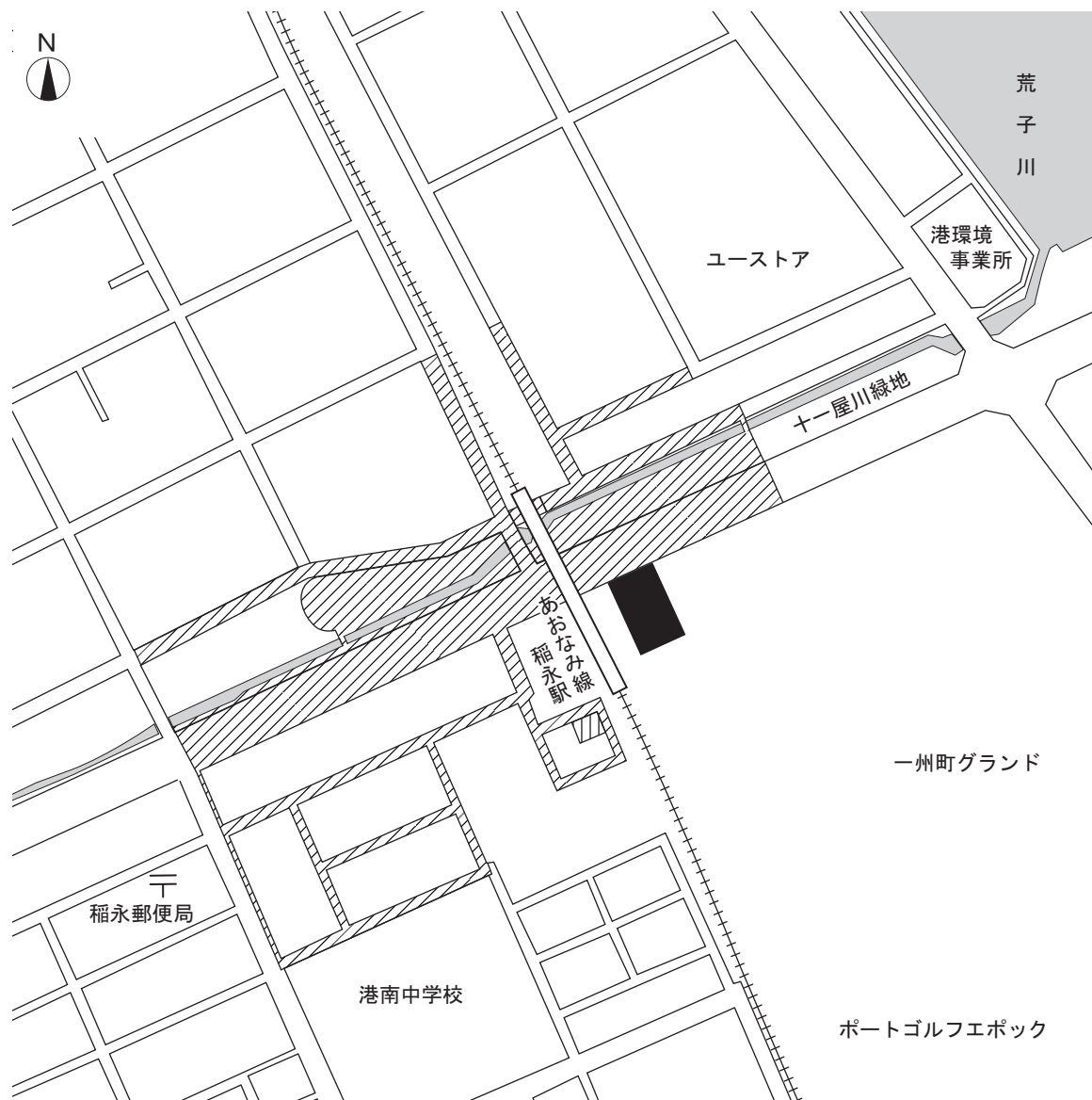
凡例	
	放置禁止区域
	自転車駐車場

別図 6



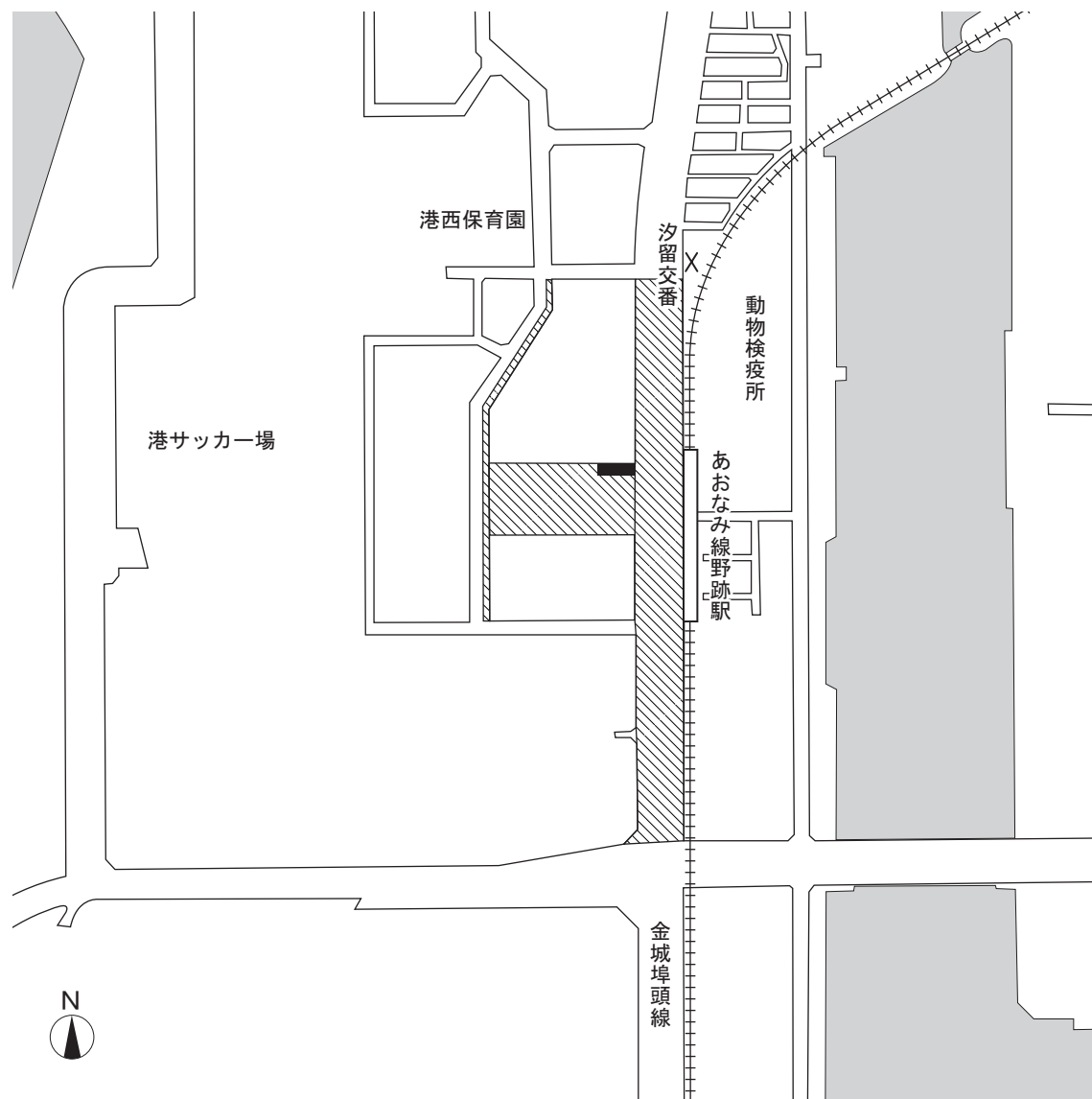
凡例	
	放置禁止区域
	自転車駐車場

別図 7



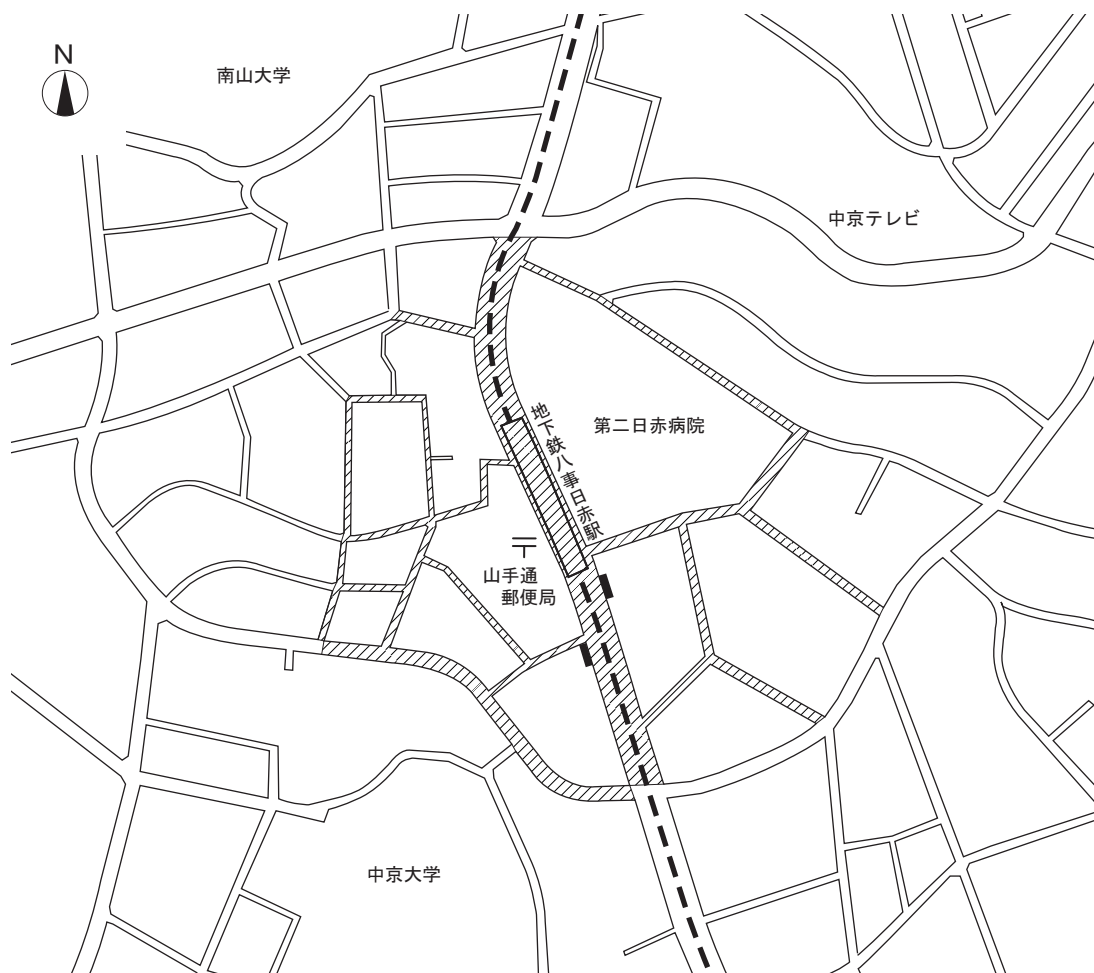
凡例	
	放置禁止区域
	自転車駐車場

別図 8

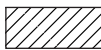


凡例	
	放置禁止区域
	自転車駐車場

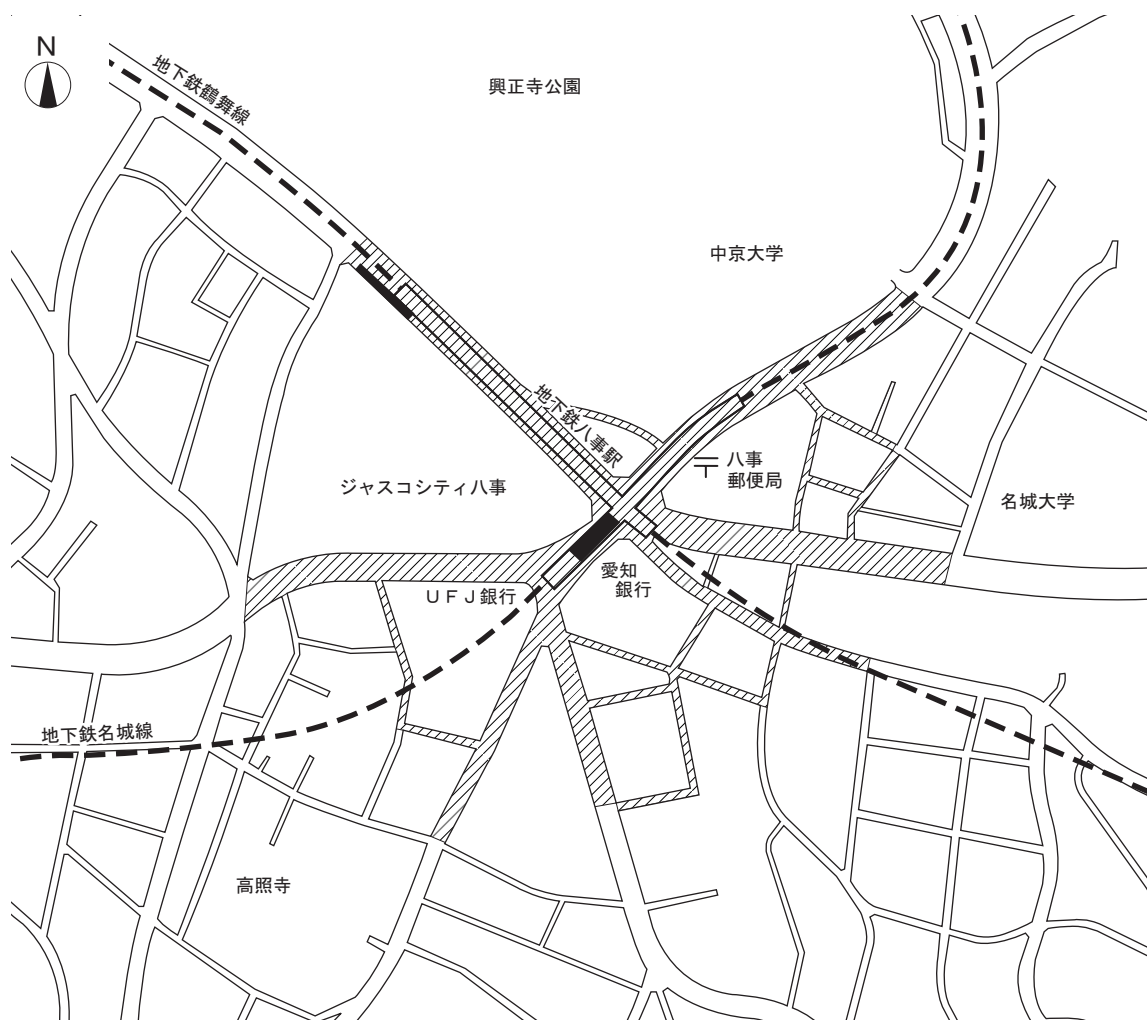
別図 9



凡例

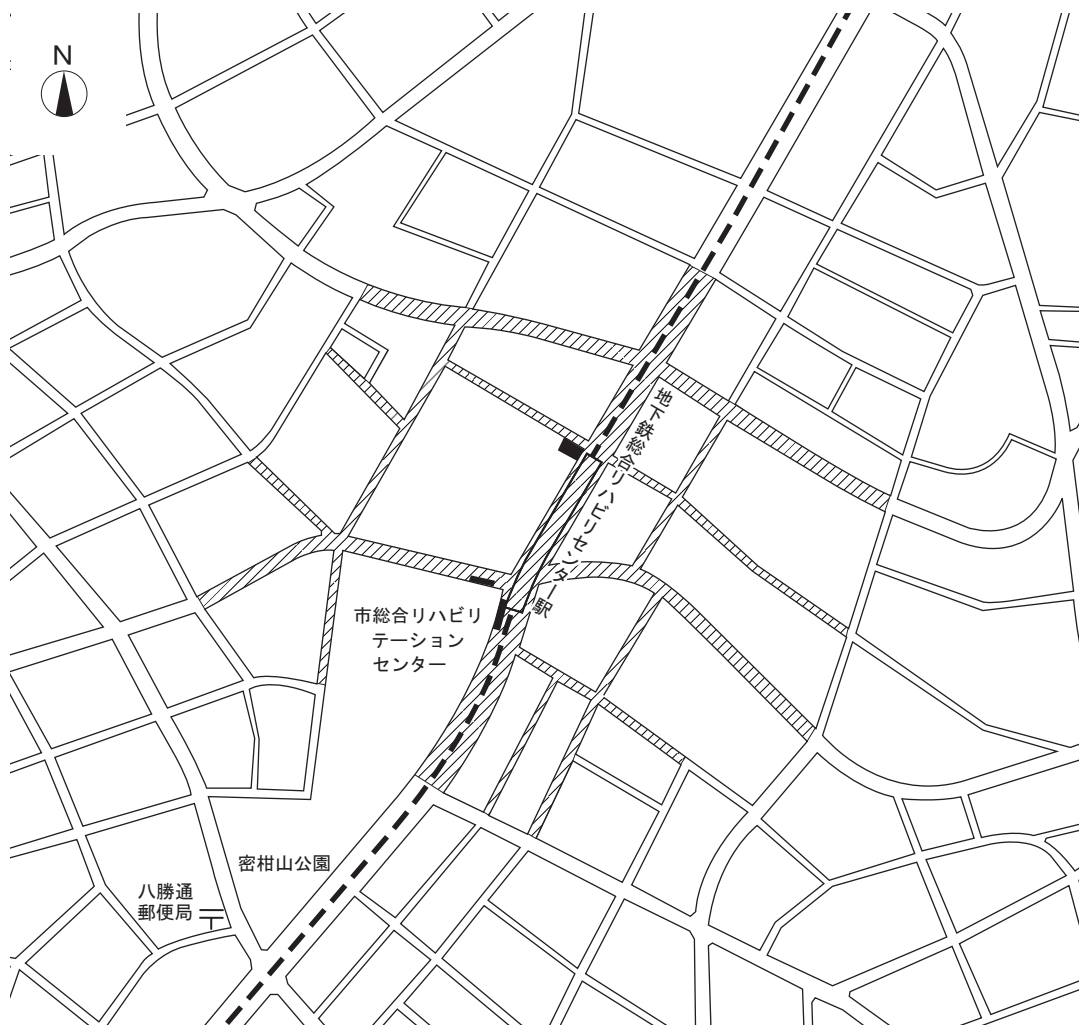
	放置禁止区域
	自転車駐車場

別図 1 0

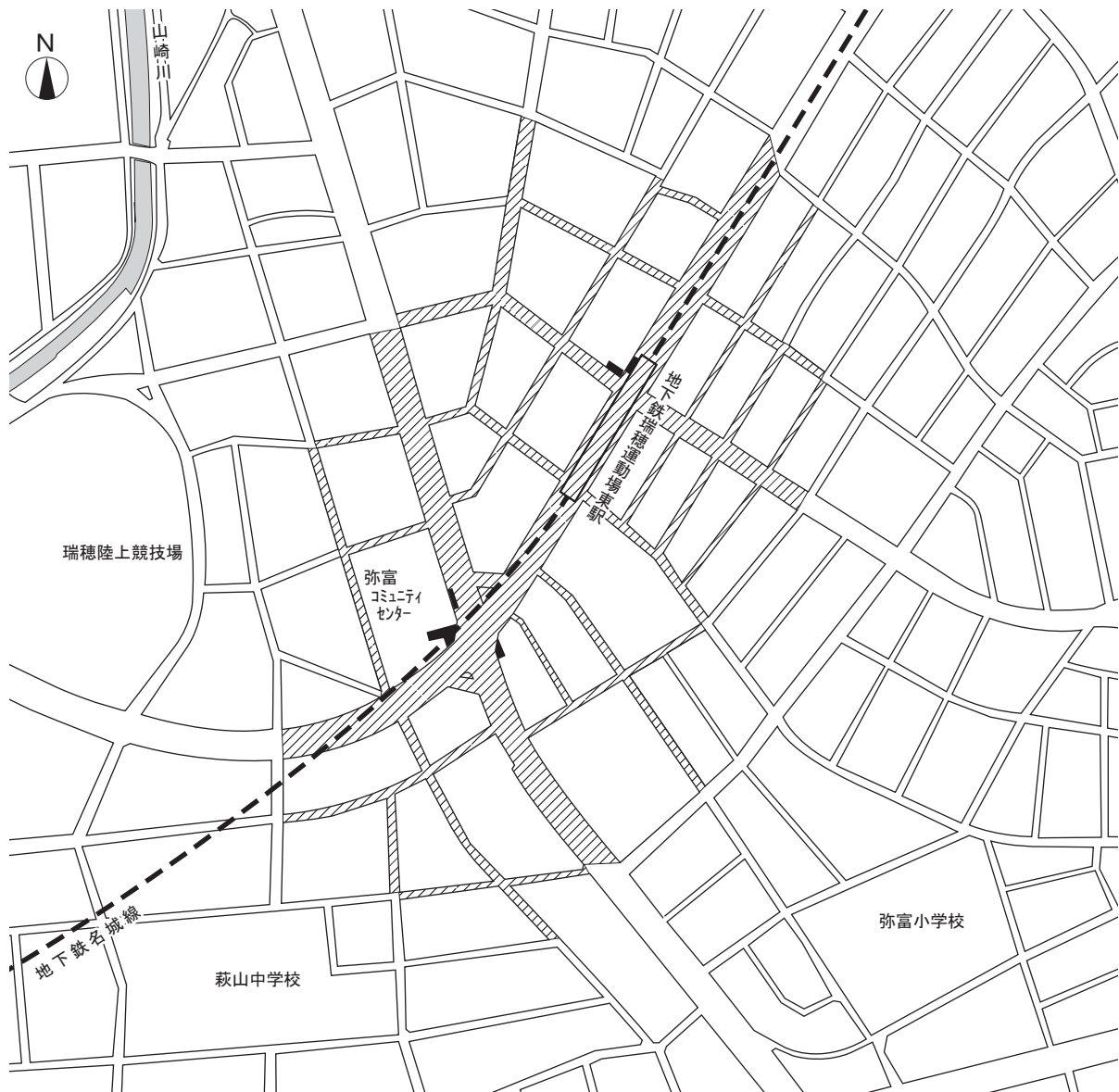


凡例	
	放置禁止区域
	自転車駐車場

別図 1 1



別図 1 2



凡例	
	放置禁止区域
	自転車駐車場

名古屋市告示第 464号

自転車等放置禁止区域の名称変更

名古屋市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和63年名古屋市条例第40号）第 9条第 4項の規定により、自転車等放置禁止区域を次のとおり名称変更します。

平成16年10月 1日

名古屋市長 松 原 武 久

自転車等放置禁止区域の名称変更

変更年月日	変更前名称	変更後名称	区 域
平成16年10月 6日	瑞穂運動場自転車 等放置禁止区域	瑞穂運動場西自転車 等放置禁止区域	変更なし

名古屋市緑政土木局道路部自転車駐車対策室

名古屋市告示第 465号

自転車等保管場所において徴収する費用の徴収事務委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第 1項の規定に基づき、次のとおり徴収事務を委託します。

平成16年10月 1日

名古屋市長 松 原 武 久

1 委託する徴収事務

名古屋市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和63年名古屋市条例第40号）第14条第 1項の規定により、自転車等保管場所において徴収する費用の徴収事務

2 委託する相手方

名古屋市中区千代田一丁目 5番 8号
財団法人 名古屋市建設事業サービス財団
理事長 犬 飼 隆 一

3 委託期間

平成16年10月 1日から平成17年 3月31日

4 対象自転車等保管場所

宿跡自転車等保管場所

名古屋市緑政土木局道路部自転車駐車対策室

名古屋市告示第 466号

生活保護法による指定医療機関等の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、同法による指定医療機関等から、次のとおり廃止の届出がありました。

平成16年10月 1日

名古屋市長 松 原 武 久

医 療 機 関 等 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
医療法人復明館今池眼科	名古屋市千種区内山三丁目10番22号	平成16年 1月31日
杏林堂医院	名古屋市中区大須四丁目11番 5号	平成16年 6月30日
いとう医院	名古屋市中区大須二丁目28番32号	平成16年 6月30日
医療法人あらたまクリニック	名古屋市瑞穂区洲山町 1丁目15番地の13	平成16年 7月25日
隅田医院	名古屋市熱田区一番二丁目 7番 2号	平成16年 7月31日
眼科明眼院	名古屋市中川区大畑町 2丁目14番地の 1	平成16年 7月31日
柴田医院	名古屋市南区西桜町68番地	平成16年 8月15日
スマイル歯科	名古屋市北区尾上町 1番地の 2	平成16年 6月22日
うえのだ歯科	名古屋市緑区鳴子町 4丁目52番地の 1	平成16年 8月15日
すばる薬局	名古屋市千種区井上町 108番地	平成16年 7月26日
サンステップ薬局 志賀店	名古屋市北区中丸町 2丁目 2番地	平成16年 6月29日
サワ井薬局	名古屋市港区名港一丁目19番20号	平成16年 7月14日
ごくう薬局	名古屋市名東区極楽二丁目 2番地	平成16年 6月26日

名東極楽訪問看護 ステーション	名古屋市名東区極楽四丁目1303番地	平成15年 5月31日
永田接骨院	名古屋市瑞穂区駒場町 7丁目 5番地 の 6	平成16年 8月10日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 467号

生活保護法による指定医療機関等の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、同法による指定医療機関等から、次のとおり変更の届出がありました。

平成16年10月 1日

名古屋市長 松 原 武 久

医 療 機 関 名		医療法人アールクリニック
所 在 地		名古屋市千種区覚王山通 9丁目19番地
変 更 事 項	新	医療法人アールクリニック
	旧	医療法人覚王山医院
変 更 年 月 日		平成15年11月28日
医 療 機 関 名		こざき女性クリニック
所 在 地		名古屋市西区上名古屋二丁目26番 7号
変 更 事 項	新	こざき女性クリニック
	旧	小崎産婦人科
変 更 年 月 日		平成16年 7月 2日
医 療 機 関 名		梅田鍼灸治療院
所 在 地		名古屋市昭和区阿由知通 1丁目 7番地の 10
変 更 事 項	新	名古屋市昭和区阿由知通 1丁目 7番地の10
	旧	名古屋市瑞穂区密柑山町 2丁目21番地
変 更 年 月 日		平成16年 8月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 468号

生活保護法による医療機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条の規定により、同法による医療を担当する機関として、次の医療機関を指定しました。

平成16年10月 1日

名古屋市長 松 原 武 久

1 病院、診療所及び薬局

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人復明館今池眼科	名古屋市千種区内山三丁目10番12号	平成16年 9月 1日
いとう医院	名古屋市中区大須二丁目28番32号	平成16年 9月 1日
古井脳神経外科	名古屋市中区新栄町 1丁目 3番地	平成16年 9月 1日
医療法人あらたまクリニック	名古屋市瑞穂区洲山町 1丁目49番地	平成16年 9月 1日
眼科明眼院	名古屋市中川区大畑町 2丁目14番地の 1	平成16年 9月 1日
桜本町クリニック	名古屋市南区桜本町45番地	平成16年 9月 1日
スマイル歯科	名古屋市北区尾上町 1番地の 2	平成16年 9月 1日
うえのだ歯科	名古屋市緑区池上台一丁目 172番地	平成16年 9月 1日
ともデンタルルーム	名古屋市名東区高社二丁目 113番地	平成16年 9月 1日
サンステップ薬局志賀店	名古屋市北区中丸町 2丁目 2番地	平成16年 9月 1日
有限会社千里馬薬局駅西店	名古屋市中村区椿町15番23号	平成16年 9月 1日
株式会社スギ薬局大門店	名古屋市中村区日吉町15番地	平成16年 9月 1日
株式会社スギ薬局正木店	名古屋市中区正木一丁目 2番33号	平成16年 9月 1日

サワ井薬局	名古屋市港区名港一丁目19番20号	平成16年 9月 1日
株式会社スギ薬局 宝神店	名古屋市港区宝神四丁目 107番地	平成16年 9月 1日
ふじがおか調剤薬局	名古屋市名東区藤ヶ丘 103番地の 2	平成16年 9月 1日
サン調剤薬局植田 店	名古屋市天白区元植田二丁目2314番 地の 2	平成16年 9月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 469号

名古屋市身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援等に要する費用
の額の算定に関する基準の一部改正

名古屋市身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援等に要する費用の額の算定に関する基準（平成15年名古屋市告示第 137号）の一部を次のように改正し、平成16年10月 1日から適用します。ただし、平成16年 9月以前に提供された指定居宅支援等に要する額の算定については、なお従前の例によります。

平成16年10月 1日

名古屋市長 松 原 武 久

別表の 1中 (4)を(5)とする。

別表の 1の(3)のア中(イ)を(ウ)とし、(ア)を(イ)とし、(イ)の前に次のように加える。

(ア) 所要時間30分未満の場合 2,310円

別表の 1の(3)のイ中(イ)を(ウ)とし、(ア)を(イ)とし、(イ)の前に次のように加える。

(ア) 所要時間30分未満の場合 800円

別表の 1中(3)を(4)とする。

別表の 1の(2)中イをウとし、アをイとし、イの前に次のように加える。

(ア) 所要時間30分未満の場合 800円

別表の 1中(2)を(3)とする。

別表の 1 中(1)の次に次のように加える。

(2) 通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合 1,000円

別表の 1 の注 1 中「注 6」を「注 7」とする。

別表の 1 の注 2 中「注 5」を「注 6」とする。

別表の 1 の注 3 及び 4 中「注 5」を「注 6」とする。

別表の 1 注中 6 から 8 までを一つずつ繰り下げる。

別表の 1 の注 5 中(4)を(5)とし、5 を 6 とし、注 4 中(3)を(4)とし、4 を 5 とし、注 3 中(2)を(3)とし、3 を 4 とし、注 2 の次に次のように加える。

3 (2)については、別に厚生労働大臣が定める者が、利用者に対して、通院等のため、自らの運転する車両への乗車又は降車の介助を行うとともに、併せて、乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助又は通院先での受診等の手続き、移動等の介助を行った場合に 1 回につき所定額を算定する。

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害施設課

名古屋市告示第 470号

名古屋市知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援等に要する費用
の額の算定に関する基準の一部改正

名古屋市知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援等に要する費用の額の算定に関する基準（平成15年名古屋市告示第 139号）の一部を次のように改正し、平成16年10月 1日から適用します。ただし、平成16年 9月以前に提供された指定居宅支援等に要する額の算定については、なお従前の例によります。

平成16年10月 1日

名古屋市長 松 原 武 久

別表の 1の(3)のア中（イ）を（ウ）とし、（ア）を（イ）とし、（イ）の前に次のように加える。

（ア）所要時間30分未満の場合 2,310円

別表の 1の(3)のイ中（イ）を（ウ）とし、（ア）を（イ）とし、（イ）の前に次のように加える。

（ア）所要時間30分未満の場合 800円

別表の 1中(3)を(4)とする。

別表の 1の(2)中イをウとし、アをイとし、イの前に次のように加える。

（ア）所要時間30分未満の場合 800円

別表の 1中(2)を(3)とする。

別表の 1中(1)の次に次のように加える。

(2) 通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合 1,000円

別表の 1の注 1中「注 5」を「注 6」とする。

別表の 1注中 5から 7までを一つずつ繰り下げる。

別表の 1の注 4中(3)を(4)とし、 4を 5とし、注 3中(2)を(3)とし、 3を 4とし、注 2の次に次のように加える。

3 (2)については、別に厚生労働大臣が定める者が、利用者に対して、通院等のため、自らの運転する車両への乗車又は降車の介助を行うとともに、併せて、乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助又は通院先での受診等の手続き、移動等の介助を行った場合に 1回につき所定額を算定する。

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害施設課

名古屋市告示第 471号

名古屋市児童福祉法に基づく指定居宅支援等に要する費用の額の算定に関する基準の一部改正

名古屋市児童福祉法に基づく指定居宅支援等に要する費用の額の算定に関する基準（平成15年名古屋市告示第 141号）の一部を次のように改正し、平成16年10月 1日から適用します。ただし、平成16年 9月以前に提供された指定居宅支援等に要する額の算定については、なお従前の例によります。

平成16年10月 1日

名古屋市長 松 原 武 久

別表の 1の(3)のア中（イ）を（ウ）とし、（ア）を（イ）とし、（イ）の前に次のように加える。

（ア）所要時間30分未満の場合 2,310円

別表の 1の(3)のイ中（イ）を（ウ）とし、（ア）を（イ）とし、（イ）の前に次のように加える。

（ア）所要時間30分未満の場合 800円

別表の 1中(3)を(4)とする。

別表の 1の(2)中イをウとし、アをイとし、イの前に次のように加える。

（ア）所要時間30分未満の場合 800円

別表の 1中(2)を(3)とする。

別表の 1中(1)の次に次のように加える。

(2) 通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合 1,000円

別表の 1の注 1中「注 5」を「注 6」とする。

別表の 1中注 5から 7までを一つずつ繰り下げる。

別表の 1の注 4中(3)を(4)とし、 4を 5とし、注 3中(2)を(3)とし、 3を 4とし、注 2の次に次のように加える。

3 (2)については、別に厚生労働大臣が定める者が、利用者に対して、通院等のため、自らの運転する車両への乗車又は降車の介助を行うとともに、併せて、乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助又は通院先での受診等の手続き、移動等の介助を行った場合に 1回につき所定額を算定する。

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害施設課

市 長 室
市 民 経 済 局

課の係及び分掌事務規程（平成12年名古屋市達第3号）の一部を次のように改正する。

平成16年9月30日

名古屋市長 松 原 武 久

第1条市長室秘書課の項中「主 査（国際博覧会接遇）（2）」を「主査（国際博覧会接遇）（3）」に改め、同条市民経済局文化観光部観光推進室観光係の項の次に次のように加える。

主 査（外国人観光客の誘致に係る調査研究）

- （1）外国人観光客の誘致に係る調査研究に関すること。
- （2）外国人観光客の誘致に係る局長の指定する関係機関との連絡調整に関すること。

附 則

この達は、平成16年10月1日から施行する。

名古屋市達第56号

総 務 局

東 京 事 務 所

名古屋市東京事務所処務規程（昭和33年名古屋市達第2号）の一部を次のように改正する。

平成16年9月30日

名古屋市長 松 原 武 久

第3条第1項中「主 査(10)」を「主 査(11)」に改め、同条第2項中「主 査（調査）(7)」を「主 査（調査）(8)」に改める。

附 則

この達は、平成16年10月1日から施行する。

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 16 年 9 月 30 日

名古屋市人事委員会委員長 瀧 川 治 男

名古屋市人事委員会規則第 9 号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和33年名古屋市人事委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 段階別職位表 1 行政職の表課長段階の項中

「藤ヶ丘工場長 「藤が丘工場長
名城工場長 を 名港工場長 に改める。

別表第 2 段階別職位表 19 運輸職の表課長段階の項中

「藤ヶ丘工場長 「藤が丘工場長 に改め、同表係長段階の項中
名城工場長 を 名港工場長 」

「電車部 「電車部
運転区 運転区
副長 副長 に改め、
副長 首席助役」

「藤ヶ丘工場
検車係長
修車係長
名城工場
検車係長
修車係長」
を
「藤が丘工場
検車係長
修車係長
名港工場
検車係長
修車係長」
に改める。

附 則

この規則は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。

名古屋市上下水道局告示第14号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき水道料金及び下水道使用料収納事務の一部を委託することとしたので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項に定めるところにより告示する。

平成16年 9 月28日

名古屋市上下水道局長 山 田 雅 雄

1 委託の相手方

国分グロースチェーン株式会社

代表者 代表取締役 大塚 潤一

2 委託した事務の範囲

- (1) 名古屋市水道事業から給水を受ける者からの水道料金の納入の受領
- (2) 名古屋市の公共下水道を使用する者からの下水道使用料の納入の受領
- (3) 第1号又は前号により収納した水道料金又は下水道使用料の出納取扱金融機関又は収納取扱金融機関への払込み
- (4) 前3号に定める事務に付帯する事務

3 委託開始期日

平成16年10月 1 日

名古屋市上下水道局告示第15号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき水道料金及び下水道使用料収納事務の一部を委託することとしたので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項に定めるところにより告示する。

平成16年 9 月28日

名古屋市上下水道局長 山 田 雅 雄

1 委託の相手方

株式会社タイムリー

代表者 代表取締役 河田 郁夫

2 委託した事務の範囲

- (1) 名古屋市水道事業から給水を受ける者からの水道料金の納入の受領
- (2) 名古屋市の公共下水道を使用する者からの下水道使用料の納入の受領
- (3) 第1号又は前号により収納した水道料金又は下水道使用料の出納取扱金融機関又は収納取扱金融機関への払込み
- (4) 前3号に定める事務に付帯する事務

3 委託開始期日

平成16年10月 1 日

名古屋市上下水道局管理規程第32号

名古屋市水道給水条例施行規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第52号）の一部を次のように改正する。

平成16年 9 月28日

名古屋市上下水道局長 山 田 雅 雄

第19条第 2 項中「使用者・前納金納入者変更届（第14号様式）により」を「局長に」に改め、同条第 3 項中「使用者・前納金納入者変更届を提出」を「前項の規定による届出を」に改める。

第14号様式を次のように改める。

第14号様式 削除

附 則

この規程は、平成16年10月 1 日から施行する。

名古屋市上下水道局管理規程第33号

名古屋市上下水道局次長以下代決規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

平成16年9月29日

名古屋市上下水道局長 山 田 雅 雄

別表第3事業執行関係の表第15号の3の次に次のように加える。

15の 4		水道料金及び下水道使用料（以下「上下水道料金」という。）の徴収の基準に關すること。（営業部長）	
15の 5		給水条例施行規程第20条に規定する用途及び種別の基準の細目の運用に關すること。（営業部長）	

別表第3事業執行関係の表課公所長の欄第16号中「水道料金及び下水道使用料（以下「上下水道料金」という。）」を「上下水道料金」に改める。

附 則

この規程は、平成16年10月1日から施行する。

名古屋市上下水道局管理規程第34号

名古屋市下水道条例施行規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第58号）の一部を次のように改正する。

平成16年9月30日

名古屋市上下水道局長 山 田 雅 雄

別表第1中「2,810,000円」を「2,500,000円」に、「263,000円」を「233,000円」に改める。

附 則

- 1 この規程は、平成16年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この規程による改正後の別表第1の規定は、施行日以後に申請のあった取付管工事に係る関連工事費から適用し、施行日前に申請のあった取付管工事に係る関連工事費については、なお従前の例による。

名古屋市交通局告示第 6 号

高速電車の運輸営業について

本市高速電車の運輸営業を、平成 16 年 10 月 6 日から次のとおり実施します。

平成 16 年 9 月 29 日

名古屋市交通局長 吉 井 信 雄

1 運輸営業区間及び営業キロメートル

名古屋大学・新瑞橋間 5.6 キロメートル

2 新設駅の名称及び位置

名 称	位 置
やごにっせき 八 事 日 赤	昭和区山手通 3 丁目 17 番地先
やご 八 事	昭和区広路町字北石坂 102 番地先
そうごうりはびりせんたー 総合リハビリセンター	瑞穂区弥富町字月見ヶ岡 5 番地先
みずほうんどうじょうひがし 瑞穂運動場東	瑞穂区八勝通 3 丁目 18 番地先

名古屋市交通局営業本部電車部運輸課

名古屋市交通局告示第7号

高速電車の駅の名称変更について

本市高速電車の駅の名称を、平成16年10月6日から次のとおり変更します。

平成16年9月29日

名古屋市交通局長 吉井 信雄

現 行	変 更 後
ふ じ が お か 藤 ケ 丘	ふ じ が お か 藤 が 丘
みずほうんどうじょう 瑞穂運動場	みずほうんどうじょうにし 瑞穂運動場西

名古屋市交通局営業本部電車部運輸課

名古屋市交通局告示第 8 号

名古屋市交通局営業所及び分所の位置についての一部改正について

名古屋市交通局営業所及び分所の位置について（昭和 6 2 年名古屋市交通局告示第 6 号）の一部を、平成 1 6 年 1 0 月 6 日から次のように改正します。

平成 1 6 年 9 月 2 9 日

名古屋市交通局長 吉 井 信 雄

表港営業所の項を削ります。

名古屋市交通局営業本部自動車部管理課

名古屋市交通局告示第 9 号

乗合自動車の運行系統の新設、変更、廃止及び停留所の新設等について

本市乗合自動車の運行系統の新設、変更、廃止及び停留所の新設等を次のとおり実施します。

平成 16 年 9 月 29 日

名古屋市交通局長 吉 井 信 雄

1 新設系統

系 統 記 号	運 行 区 間
東海 1 2 二	中川車庫前→東海通→港区役所
八事 1 1 口	名古屋大学～八事～島田住宅
八事 1 2 イ	杵中～八事～島田一ツ山
神宮 1 6 イ	神宮東門～新郊通三丁目～笠寺駅
神宮 1 6 口	神宮東門～道德通～笠寺駅
春田 1 1	春田駅～西茶屋荘～両茶橋
千種巡回	地下鉄自由ヶ丘～池下～地下鉄自由ヶ丘
東巡回	大曽根～東市民病院前～茶屋ヶ坂
北巡回	黒川～大曽根～黒川
楠巡回	如意車庫前～大曽根～如意車庫前
西巡回	栄～押切町～栄
山田巡回	如意車庫前～庄内緑地公園～平田住宅
中村巡回	本陣～中村区役所～稲西車庫
中巡回	栄～上前津～金山
昭和巡回	御器所通～金山～名古屋大学
瑞穂巡回	新瑞橋～総合リハビリセンター～新瑞橋
熱田巡回	神宮東門～金山南口～神宮東門
中川巡回	地下鉄高畑～尾頭橋～地下鉄高畑
富田巡回	戸田～春田駅～戸田荘
港巡回	港区役所～荒子川公園駅～多加良浦
南陽巡回	春田駅～両茶橋～春田駅
南巡回	神宮東門～南区役所～神宮東門
守山巡回	新守山駅～小幡～守山新堀
志段味巡回	印場駅～志段味支所前～印場駅
緑 1 巡回	大高駅前～緑市民病院～白土

緑2巡回	有松町口無池～緑区役所～有松町口無池
名東巡回	星ヶ丘～名東区役所～猪高車庫
天白巡回	地下鉄植田～島田～地下鉄植田
猪・妙	猪高車庫～地下鉄自由ヶ丘～妙見町

2 変更系統

現 行		変 更 後	
系 統 記 号	運 行 区 間	系 統 記 号	運 行 区 間
幹築地1	港車庫前～稲永町～野跡	幹築地1	港区役所～稲永町～野跡駅
幹神宮1	神宮東門～当知一丁目～多加良浦	幹神宮1	神宮東門～当知一丁目～多加良浦
幹神宮1イ	神宮東門～当知一丁目～中川車庫前	幹神宮1イ	神宮東門～当知一丁目～河合小橋
幹神宮1口	神宮東門～当知一丁目～多加良浦	幹神宮1口	神宮東門～当知一丁目～中川車庫前
幹神宮1八	東海通～競馬場～入場	幹神宮1八	神宮東門～当知一丁目～明德橋
幹神宮1二	神宮東門～東海通～入場	幹神宮1二	中川車庫前～当知一丁目～多加良浦
幹神宮2	神宮東門～昭和橋～権野	幹神宮2	神宮東門～昭和橋～権野
幹神宮2イ	六番町～昭和橋～権野	幹神宮2イ	六番町～昭和橋～権野
幹神宮2口	六番町～昭和橋～中川車庫前	幹神宮2口	六番町～昭和橋～中川車庫前
幹神宮2八	神宮東門～昭和橋～中川車庫前	幹神宮2八	神宮東門～昭和橋～中川車庫前
名駅20	名古屋駅～五月通～中川車庫前	名駅20	名古屋駅～五月通～中川車庫前
名駅20イ	名古屋駅～柳原橋～中川車庫前	名駅20イ	名古屋駅～柳原橋～中川車庫前
名駅27	名古屋駅～長良橋～野跡	幹名駅2口	名古屋駅～長良橋～野跡駅
名駅28	名古屋駅～五月通～権野	名駅20口	名古屋駅～五月通～権野
栄20	栄～石川橋～山下通	栄20	栄～石川橋～瑞穂運動場東
金山12	金山～菊園町一丁目～名古屋大学	金山12	金山～菊園町一丁目～妙見町
金山12イ	金山～桜山～博物館	金山12イ	金山～桜山～金山
金山12口	市立大学病院～菊園町一丁目～名古屋大学	金山12口	市立大学病院～菊園町一丁目～妙見町

金山 1 4	金山～高辻～総合リハビリセンター	金山 1 4	金山～総合リハビリセンター～瑞穂運動場東
金山 1 5	金山～牛巻～清水ケ岡	金山 1 5	金山～牛巻～瑞穂運動場東
金山 1 6	金山～藤成通五丁目～山下通	金山 1 6	金山～藤成通五丁目～瑞穂運動場東
金山 1 9	神宮東門～大江町～潮見町南	金山 1 9	神宮東門～大江町～潮見町南
金山 1 9 イ	金山～大江町～ワイルドフラワーガーデン	金山 1 9 イ	金山～大江町～ワイルドフラワーガーデン
金山 1 9 口	神宮東門～大江町～ワイルドフラワーガーデン	金山 1 9 口	神宮東門～大江町～ワイルドフラワーガーデン
金山 1 9 ハ	中京病院～大江町～ワイルドフラワーガーデン	金山 1 9 ハ	中京病院～大江町～ワイルドフラワーガーデン
金山 2 0	金山～野立小学校～権野	金山 2 0	金山～野立小学校～権野
金山 2 2	金山～地下鉄高畑～戸田	金山 2 2	金山～地下鉄高畑～戸田
金山 2 2 イ	金山～地下鉄高畑～中川車庫前	金山 2 2 イ	金山～地下鉄高畑～中川車庫前
金山 2 2 口	金山～篠原橋～地下鉄高畑	金山 2 2 口	金山～篠原橋～地下鉄高畑
金山 2 5	金山～稲永町～野跡	金山 2 5	金山～稲永町～野跡駅
千種 1 5	千種駅前～大久手～島田一ツ山	八事 1 2	千種駅前～大久手～島田一ツ山
高畑 1 3	地下鉄高畑～中島新町～稲永スポーツセンター	高畑 1 3	地下鉄高畑～当知三丁目～野跡駅
六番 1 1	六番町～当知一丁目～河合小橋	東海 1 2	六番町～当知一丁目～河合小橋
名港 1 2	名古屋港～稲永ふ頭～ポートメッセなごや	幹築地 1 八	名古屋港～稲永ふ頭～野跡駅
名港 1 4	港車庫前～寛政町～サンビーチ日光川	東海 1 1	港区役所～南陽大橋西～両茶橋
名港 1 4 イ	港車庫前～寛政町～多加良浦	東海 1 1 イ	港区役所～荒子川公園駅～多加良浦
名港 1 5	港車庫前～明德橋～両茶橋	東海 1 2 イ	港区役所～明德橋～両茶橋
名港 1 5 イ	港車庫前～明德橋～サンビーチ日光川	東海 1 2 口	港区役所～明德橋～サンビーチ日光川
名港 1 5 口	港車庫前～明德橋～河合小橋	東海 1 2 ハ	港区役所～明德橋～河合小橋
八事 1 1	名古屋大学～八事～平針住宅	八事 1 1	妙見町～八事～平針住宅

八事 1 1 イ	名古屋大学～八事～島田住宅	八事 1 1 イ	妙見町～八事～島田住宅
神宮 1 2	神宮東門～大江町～鳴尾車庫	神宮 1 2	神宮東門～大江町～鳴尾車庫
神宮 1 4 口	当知一丁目～明德橋～河合小橋	幹神宮 1 水	当知一丁目～明德橋～河合小橋
野並 1 3	野並～滝の水公園～竈山西	野並 1 3	野並～滝の水公園～大清水
要町 1 1	要町～星崎～有松町口無池	要町 1 1	要町～有松駅～有松町口無池
要町 1 1 イ	鳴尾車庫～星崎～有松町口無池	要町 1 1 イ	鳴尾車庫～有松駅～有松町口無池
有松 1 1	有松駅～有松町口無池～有松駅	有松 1 1	有松町口無池～有松駅～太子
千種区	池下～今池～猪高車庫	池下 1 1	池下～今池～猪高車庫
千種区イ	池下～猫洞通～猪高車庫	池下 1 1 イ	池下～猫洞通～猪高車庫
千種区口	池下～今池～光ヶ丘	池下 1 1 口	池下～今池～光ヶ丘
千種区八	池下～地下鉄自由ヶ丘～猪高車庫	池下 1 1 八	池下～地下鉄自由ヶ丘～猪高車庫
千種区二	池下～地下鉄自由ヶ丘～光ヶ丘	池下 1 1 二	池下～地下鉄自由ヶ丘～光ヶ丘
北区イ	黒川～福德町～安井町西	黒川 1 4	黒川～福德町～安井町西
西区	栄～名西橋～栄	栄 2 7	栄～名西橋～栄
中村区 2	名古屋駅～本陣～名古屋駅	名駅 2 9	名古屋駅～本陣～名古屋駅
中村区 2 イ	名古屋駅～中村区役所～本陣	名駅 2 9 イ	名古屋駅～中村区役所～本陣
中村区 2 口	名古屋駅～本陣～枇杷島スポーツセンター	名駅 2 9 口	名古屋駅～本陣～枇杷島スポーツセンター
昭和区	金山～御器所通～金山	金山 2 6	金山～御器所通～金山
昭和区イ	御器所通～出口町～金山	金山 2 6 イ	御器所通～出口町～金山
中川区 1	地下鉄高畑～大当郎橋～戸田荘	高畑 1 7	地下鉄高畑～大当郎橋～戸田荘
中川区 1 イ	権野～豊治小学校～戸田荘	高畑 1 7 イ	権野～豊治小学校～戸田荘
中川区 2	港車庫前～競馬場～地下鉄高畑	高畑 1 8	港区役所～競馬場～地下鉄高畑
中川区 2 イ	港車庫前～地下鉄高畑～港区役所	高畑 1 8 イ	港区役所～地下鉄高畑～港区役所

港区	地下鉄高畑～当知三丁目～港車庫前	高畑 1 3 イ	地下鉄高畑～当知三丁目～港区役所
南区	笠寺駅～神宮東門～笠寺駅	神宮 1 6	神宮東門～笠寺駅～神宮東門
守山区 1	新守山駅～小幡緑地～守山新堀	守山 1 1	新守山駅～小幡緑地～守山新堀
守山区 1 イ	新守山駅～瀬古～守山新堀	守山 1 1 イ	新守山駅～瀬古～守山新堀
守山区 1 口	新守山駅～小幡緑地～緑ヶ丘住宅	守山 1 1 口	新守山駅～小幡緑地～緑ヶ丘住宅
守山区 1 八	新守山駅～小幡緑地～小幡	守山 1 1 八	新守山駅～小幡緑地～小幡
守山区 2	本地住宅～城下～新守山駅	小幡 1 1	本地住宅～城下～新守山駅
守山区 2 イ	大森車庫～城下～新守山駅	小幡 1 1 イ	大森車庫～城下～新守山駅
守山区 2 口	本地住宅～四軒家～大森車庫	小幡 1 1 口	本地住宅～四軒家～大森車庫
緑区	大高駅前～緑市民病院～白土	大高 1 2	大高駅前～緑市民病院～白土
緑区 イ	藤田保健衛生大学病院～緑市民病院～藤田保健衛生大学病院	大高 1 2 イ	藤田保健衛生大学病院～緑市民病院～藤田保健衛生大学病院
天白区	地下鉄植田～島田～地下鉄植田	植田 1 2	地下鉄植田～島田～地下鉄植田
天白区 イ	地下鉄植田～植田寮～地下鉄植田	植田 1 2 イ	地下鉄植田～植田寮～地下鉄植田
天白区 口	地下鉄植田～北大坪～地下鉄植田	植田 1 2 口	地下鉄植田～北大坪～地下鉄植田
野・清	野並車庫～昭和高校前～清水ヶ丘	野・瑞	野並車庫～昭和高校前～瑞穂運動場東

3 廃止系統

系 統 記 号	運 行 区 間
幹名駅 2 イ	名古屋駅～長良橋～名古屋港
幹神宮 1 八	東海通～競馬場～入場
幹神宮 1 二	神宮東門～東海通～入場
名駅 1 7 イ	名古屋駅～吹上～田代本通
栄 1 8 イ	栄～塩付～杣中
栄 1 9	栄～今池～総合リハビリセンター
金山 1 6 イ	金山～高辻～桜山
金山 1 8 イ	金山～大慶橋～鳴尾車庫
金山 1 9 神・港	神宮東門～中京病院～港車庫前
金山 2 5 イ	金山～稲永町～フェリーふ頭
金山 2 5 口	熱田駅西～稲永町～野跡
星丘 1 3 イ	星ヶ丘～西山小学校～東山公園事務局前
名港 1 2 イ	名古屋港～稲永町～ポートメッセなごや
原 1 1 口	島田住宅～大根荘～地下鉄原
神宮 1 4	神宮東門～当知一丁目～河合小橋
神宮 1 4 イ	神宮東門～当知一丁目～明德橋
新瑞 1 1	新瑞橋～清水ヶ岡～妙見町
東区	大幸団地～東区役所～大幸団地
東区イ	大幸団地～東区役所～池下
北区	黒川～西大曽根～黒川
中村区 1	稲西車庫～中村区役所～稲西車庫
中区	栄～大須観音～金山
瑞穂区	新瑞橋～瑞穂区役所～新瑞橋
熱田区	神宮東門～金山南口～神宮東門
名東区 1	星ヶ丘～上社～藤が丘
名東区 2	猪高車庫～上社～梅森荘
鳴・有	鳴尾車庫～大慶橋～有松駅
野・八・清	野並車庫～八事～清水ヶ岡
臨港	名古屋港～築地口～ポートメッセなごや
臨瑞	金山～桜山～瑞穂グランド

(注) 神宮 1 4 号系統は幹神宮 1 イ号系統、神宮 1 4 イ号系統は幹神宮 1 八号系統により、廃止となる区間と同じ区間で運行します。

4 新設停留所

名 称	位 置	
ね こ が ほ ら い け 猫 ケ 洞 池	南 行 北 行	名古屋市千種区徳川山町六丁目2番23号先 名古屋市千種区徳川山町四丁目1番地先
は る お か し ょ う が っ こ う に し 春 岡 小 学 校 西	南 行 北 行	名古屋市千種区春岡二丁目1番22号先 名古屋市千種区今池五丁目31番10号先
つ き が お か 月 ケ 丘	南 行 北 行	名古屋市千種区月ヶ丘一丁目1番地先 名古屋市千種区田代町字四観音道東118番地先
し ろ や ま し ん ま ち 城 山 新 町	東 行 西 行	名古屋市千種区自由ヶ丘一丁目1番地先 名古屋市千種区自由ヶ丘一丁目15番36号先
み な み が お か 南 ケ 丘	東 行 西 行	名古屋市千種区南ヶ丘2丁目8番30号先 名古屋市千種区自由ヶ丘一丁目13番8号先
だ い か ん ち ょ う 代 官 町	南 行 北 行	名古屋市東区代官町31番26号先 名古屋市東区代官町17番12号先
し ょ う け ん 松 軒	南 行 北 行	名古屋市千種区松軒二丁目5番24号先 名古屋市千種区松軒一丁目3番11号先
へ い あ ん ど お り よ ん ち ょ う め 平 安 通 四 丁 目	西 行	名古屋市北区平安通四丁目6番地先
ろ く ご う し ょ う が っ こ う 六 郷 小 学 校	東 行	名古屋市北区東大曽根上1069番地先
い け は な ち ょ う 池 花 町	南 行 北 行	名古屋市北区三軒町195番地先 名古屋市北区池花町218番地先
に し あ じ ま 西 味 鋳	東 行 西 行	名古屋市北区西味鋳2丁目804番地先 名古屋市北区西味鋳1丁目515番地先
お お の ぎ に ち ょ う め 大 野 木 二 丁 目	南 行 北 行	名古屋市西区大野木2丁目25番地先 名古屋市西区歌里町217番地先
や ま だ し し ょ 山 田 支 所	東 行 西 行	名古屋市西区八筋町376番地先 名古屋市西区八筋町161番地の1
ま る な か ば し ひ が し 丸 中 橋 東	南 行 北 行	名古屋市西区山田町中小田井256番地先 名古屋市西区中小田井3丁目173番地先
ひ び つ こ う え ん き た 日 比 津 公 園 北	南 行 北 行	名古屋市中村区猪之越町3丁目78番地先 名古屋市中村区橋下町20番地の16先
は し し た ち ょ う 橋 下 町	南 行 北 行	名古屋市中村区諏訪町1丁目6番地先 名古屋市中村区橋下町27番地の62先
は た え ど お り は っ ち ょ う め 畑 江 通 八 丁 目	東 行 西 行	名古屋市中村区畑江通8丁目20番地先 名古屋市中村区畑江通9丁目41番地先
か も つ き こ う え ん に し 鴨 付 公 園 西	南 行 北 行	名古屋市中村区鴨付町2丁目12番地先 名古屋市中村区鴨付町2丁目42番地先

みつくらどおりほんまち 三ツ蔵通本町	南 行	名古屋市中区栄3丁目1128番地の2先
てんのうさきばしひがし 天王崎橋東	東 行 南 行	名古屋市中区栄1丁目207番地の4先 名古屋市中区栄1丁目1701番地の2先
かがくかんにし 科学館西	南 行	名古屋市中区栄2丁目1016番地先
みどりちょう 緑 町	南 行 北 行	名古屋市昭和区東畑一丁目1番地先 名古屋市昭和区子桜一丁目22番地先
ごきそにちようめ 御器所二丁目	東 行	名古屋市昭和区御器所二丁目9番地先
ひろじどおりごちようめ 広路通五丁目	東 行 西 行	名古屋市昭和区川名本町四丁目24番地の7先 名古屋市昭和区広路通四丁目6番地先
ほりたどおりななちようめ 堀田通七丁目	北 行	名古屋市瑞穂区新開町12 - 6番地先
すぐもちょう 洲 雲 町	東 行 南 行	名古屋市瑞穂区洲雲町4丁目68番地先 名古屋市瑞穂区中山町2丁目12番地の1先
みずほほけんじょ 瑞穂保健所	南 行 北 行	名古屋市瑞穂区田辺通三丁目44番地先 名古屋市瑞穂区田辺通三丁目1番地先
ずいりょうこうこう 瑞陵高校	東 行 西 行	名古屋市瑞穂区北原町二丁目1番地の2先 名古屋市瑞穂区北原町二丁目35番地先
たかだちょう 高 田 町	南 行 北 行	名古屋市瑞穂区高田一丁目5番地先 名古屋市瑞穂区中山町六丁目11番地先
あらこえき 荒 子 駅	東 行 西 行	名古屋市中川区吉良町98 - 1番地先 名古屋市中川区吉良町138 - 1番地先
みなみあらこえき 南 荒 子 駅	東 行 西 行	名古屋市中川区若山町4丁目54番地先 名古屋市中川区大塩町1丁目9番地先
なかしまえき 中 島 駅	東 行 西 行	名古屋市中川区昭和橋通六丁目34番地先 名古屋市中川区昭和橋通五丁目21番地の2先
かみたかばたいちちようめ 上高畑一丁目	南 行 北 行	名古屋市中川区吉良町10 - 4番地先 名古屋市中川区上高畑1丁目75番地先
こもとさんちようめ 小本三丁目	南 行 北 行	名古屋市中川区小本3丁目103番地先 名古屋市中川区万町406番地先
かすみりえきみなみ 烏 森 駅 南	南 行 北 行	名古屋市中川区松葉町2丁目17番地の1先 名古屋市中川区松葉町2丁目5番地先
しのはらしょうがっこうにし 篠原小学校西	東 行 西 行	名古屋市中川区上脇町2丁目149番地先 名古屋市中川区丸米町1丁目20番地先
みやわきちょう 宮 脇 町	東 行 西 行	名古屋市中川区上脇町1丁目141番地先 名古屋市中川区上脇町2丁目11番地先

とださんちようめ 戸田三丁目	東 行 西 行	名古屋市中川区戸田3丁目1503番地先 名古屋市中川区戸田3丁目1912番地先
くまいでんさんちようめ 供米田三丁目	南 行 北 行	名古屋市中川区供米田2丁目210番地先 名古屋市中川区供米田3丁目201番地先
とみだししよ 富田支所	南 行 北 行	名古屋市中川区春田3丁目213番地先 名古屋市中川区供米田2丁目210番地先
ふしやえき 伏屋駅	南 行 北 行	名古屋市中川区伏屋2丁目1812番地先 名古屋市中川区伏屋4丁目403番地先
はるたいっちようめ 春田一丁目	南 行 北 行	名古屋市中川区春田1丁目151番地先 名古屋市中川区春田1丁目212番地先
とみだちようはっとり 富田町服部	南 行 北 行	名古屋市中川区富田町大字千音寺字向江 3290番地の3先 名古屋市中川区服部3丁目103番地先
せん の ん じ そ う 千音寺荘	南 行 北 行	名古屋市中川区富田町大字千音寺字南島 3180番地の1先 名古屋市中川区富田町大字千音寺字松ノ木 3175番地先
にいえよこまくら 新家横枕	西 行	名古屋市中川区富田町大字新家字横枕621番 地先
にいえしんでん 新家神田	南 行 北 行	名古屋市中川区富田町大字新家字横枕677番 地先 名古屋市中川区富田町大字新家字神田680番 地先
なごやけいばじょうまええき 名古屋競馬場前駅	東 行 西 行	名古屋市港区川西通5丁目2番地先 名古屋市港区川西通5丁目44番地先
なんようおおはしひがし 南陽大橋東	東 行 西 行	名古屋市港区甚兵衛通2丁目38番地の3先 名古屋市港区甚兵衛通3丁目8番地の2先
なんようおおはしにし 南陽大橋西	東 行 西 行	名古屋市港区七島2丁目292番地先 名古屋市港区七島2丁目107番地先
ごばんちよう 五番町	東 行 西 行	名古屋市熱田区五番町3-14番地先 名古屋市熱田区五番町4-34番地先
なかがわほんまち ごちようめ 中川本町五丁目	南 行 北 行	名古屋市港区中川本町6丁目1番地先 名古屋市港区中川本町5丁目1-35番地先
いろは ばしにし いろは橋西	東 行 西 行	名古屋市港区中川本町2丁目2-1番地先 名古屋市港区中川本町3丁目1-12番地先
ちくもりちよう 築盛町	東 行 西 行	名古屋市港区いろは町1丁目10番地先 名古屋市港区築盛町106番地先

とみださぎょうじょ 富田作業所	南 行 北 行	名古屋市中川区かの里2丁目609番地先 名古屋市中川区かの里3丁目702番地先
とだがわりよくち 戸田川緑地	南 行 北 行	名古屋市港区春田野一丁目2501番地先 名古屋市港区春田野一丁目2606番地先
なんようどおりごちようめ 南陽通五丁目	南 行 北 行	名古屋市南区南陽通5丁目1 - 3番地先 名古屋市港区木場町6 - 7番地先
ゆたかいっちようめ 豊一丁目	東 行 西 行	名古屋市南区豊1丁目54 - 19番地先 名古屋市南区豊3丁目4 - 4番地先
ち ゆ う じ 忠 次	南 行 北 行	名古屋市南区忠次2丁目3 - 96番地先 名古屋市南区忠次1丁目10 - 18番地先
たいこがねきた 太鼓ヶ根北	南 行 北 行	名古屋市守山区大字吉根字太鼓ヶ根3231番地先
じ ゆ ら く そ う 寿 楽 荘	東 行 西 行	名古屋市守山区大字下志段味字長廻間2280番地先
ほ そ ね 細 根	東 行 西 行	名古屋市緑区鳴海町姥子山21 - 43番地先 名古屋市緑区鳴海町姥子山13 - 15番地先
うばこやまにし 姥子山西	南 行 北 行	名古屋市緑区鳴海町姥子山914番地先 名古屋市緑区鳴海町姥子山21 - 229番地先
うばこやまよんちようめ 姥子山四丁目	東 行 西 行	名古屋市緑区姥子山三丁目1904番地先 名古屋市緑区姥子山四丁目206番地先
う え そ の ち ょ う 植 園 町	南 行	名古屋市名東区植園町二丁目1番地先
ほんごうしょうがっこうみなみ 本郷小 学校 南	東 行	名古屋市名東区本郷一丁目217番地先
めいとうくやくしよ 名 東 区 役 所	北 行	名古屋市名東区上社二丁目50番地先
てんぱくとしょかん 天 白 図 書 館	東 行	名古屋市天白区横町714番地先
てんぱくこうえん 天 白 公 園	西 行	名古屋市天白区天白町大字島田4050番地先
てんぱくふくしかいかん 天 白 福 祉 会 館	北 行	名古屋市天白区池場五丁目1510番地先
うえだきたしょうがっこう 植 田 北 小 学 校	南 行 北 行	名古屋市天白区鴻の巣一丁目2417番地先 名古屋市天白区焼山二丁目1404番地先
うえだちゅうおうこうえん 植 田 中 央 公 園	南 行 北 行	名古屋市天白区植田本町一丁目615番地先 名古屋市天白区元植田一丁目403番地先
こ と ぶ き そ う 寿 荘	東 行 西 行	名古屋市天白区元植田二丁目2406番地先 名古屋市天白区植田二丁目201番地先

5 増設停留所

名 称	位 置	
姫 ケ 池	南 行	名古屋市千種区城山新町一丁目1番地先
自由ヶ丘三丁目	西 行	名古屋市千種区自由ヶ丘二丁目10番3号先
仲 田	南 行	名古屋市千種区春岡通一丁目10番22号先
	北 行	名古屋市千種区今池五丁目15番12号先
春 岡 通	北 行	名古屋市千種区今池南26番11号先
都 通 一 丁 目	東 行	名古屋市千種区松軒2丁目14番11号先
北 千 種 町	西 行	名古屋市千種区神田町5番4号先
平 田 町	南 行	名古屋市東区代官町2番15号先
北 高 校	東 行	名古屋市北区苗田町63番地先
如 意 北 裏	北 行	名古屋市北区如来町85番地先
	西 行	名古屋市北区如来町44番地先
山 田 支 所 南	北 行	名古屋市西区八筋町55番地先
	南 行	名古屋市西区南川町287番地先
南 川 町	北 行	名古屋市西区南川町170番地先
	南 行	名古屋市西区南川町118番地先
本 陣	西 行	名古屋市中村区鳥居通2丁目2番地先
新 富 町	北 行	名古屋市中村区猪之越町二丁目113番地先
	南 行	名古屋市中村区新富町4丁目13番地先
鴨 付 町	南 行	名古屋市中村区稲葉地町8丁目32番地先
新 州 崎 橋	北 行	名古屋市中区栄一丁目1910番地の2号地先
下 前 津	西 行	名古屋市中区橘一丁目711番地先
東 郊 通 二 丁 目	西 行	名古屋市昭和区白金一丁目1番地先
曙 二 丁 目	東 行	名古屋市昭和区曙町二丁目25-5番地先
広 路 通 一 丁 目	東 行	名古屋市昭和区広路通一丁目10番地先
滝 子	東 行	名古屋市昭和区広見町二丁目29番地先
南 一 番 町	南 行	名古屋市熱田区千年二丁目7-18番地先
八 熊 通	東 行	名古屋市中川区八熊二丁目4-3番地先
	西 行	名古屋市中川区南八熊町6-14番地先
万 町	南 行	名古屋市中川区小本一丁目20-48番地先
	北 行	名古屋市中川区万町301番地先
松 葉 一 丁 目	南 行	名古屋市中川区松葉町1丁目47番地先
	北 行	名古屋市中川区松葉町2丁目61番地先
中 野 橋	南 行	名古屋市中川区清船町5丁目1番地先
野 立 橋	西 行	名古屋市中川区丸米町1丁目1-1番地先
小 塚 町	南 行	名古屋市中川区松ノ木町1丁目24番地先
篠原橋通三丁目	南 行	名古屋市中川区小塚町30番地先
	北 行	名古屋市中川区小塚町28番地先

伏屋	南行 北行	名古屋市中川区伏屋二丁目1411番地先 名古屋市中川区伏屋五丁目102番地先
服部二丁目	南行 北行	名古屋市中川区服部二丁目1206-1番地先 名古屋市中川区服部三丁目103番地先
富田町新家	北行	名古屋市中川区富田町大字新家字下並886番地先
供米田中学校	西行	名古屋市中川区供米田二丁目905番地先
豊治小学校	南行 北行	名古屋市中川区かの里一丁目2708番地先 名古屋市中川区かの里一丁目2512番地先
包里	北行	名古屋市中川区かの里三丁目1402番地先
本宮町	東行	名古屋市港区本宮新町29番地先
八百島	西行	名古屋市港区春田野一丁目325番地先
南陽支所	北行	名古屋市港区春田野二丁目3001番地先
二条町	南行 北行	名古屋市南区明治二丁目17-19番地先 名古屋市南区明治二丁目12-14番地先
中京病院	東行	名古屋市南区明治二丁目5-9番地先
新郊通三丁目	南行	名古屋市南区桜台一丁目1-25番地先
守山中学校西	北行	名古屋市守山区新守町58番地先
東尾張病院	東行 西行	名古屋市守山区大字吉根字長廻間3248番地先
敷田北	南行	名古屋市緑区鳴海町字敷田96番地の2先
西里町	西行	名古屋市名東区西里町一丁目3番地先
西山小学校	西行	名古屋市名東区西山本通二丁目35番地先
西山本通二丁目	北行	名古屋市名東区西山本通三丁目3番1号先
溝口	南行	名古屋市天白区池場三丁目1617番地先
坂海戸	東行	名古屋市天白区池場一丁目1401番地先

6 名称変更停留所

現 行	変 更 後
新 出 来	とくがわえんしんでき 徳川園新出来
大 幸 団 地	だいこうひがしだんち 大幸東団地
山 田 支 所	やまだししよみなみ 山田支所南
瑞穂運動場東口	たなべどおりよんちようめ 田辺通四丁目

山下通	みずほうんどうじょうひがし 瑞穂運動場東
地下鉄瑞穂運動場	みずほうんどうじょうにし 瑞穂運動場西
千音寺荘	なごやにしいいんたー 名古屋西インター
西日置町八丁目	にしひおき 西日置
春田野	なんようししよ 南陽支所
競馬場（西）	けいばじょうせいもん 競馬場正門
寛政町	あらこがわこうえんえき 荒子川公園駅
稲永町東	いなえいえき 稲永駅
野跡	のせきしょうがっこう 野跡小学校
野跡三丁目	のせきえき 野跡駅
港車庫前	みなとくやくしよ 港区役所
姥子山	うばこやまさんちようめ 姥子山三丁目
国立東名古屋病院	ひがしなごやびよういん 東名古屋病院

7 位置変更停留所

名 称	変 更 後 位 置	
常磐小学校	東 行	名古屋市中川区小本一丁目19番地先
荒子川公園駅	東 行	名古屋市港区寛政町四丁目24番地先
	西 行	名古屋市港区寛政町四丁目29番地先
野跡駅	北 行	名古屋市港区野跡三丁目1番地先
新郊通三丁目	南 行	名古屋市南区桜台一丁目1番地の25先

8 廃止停留所

内山、東山公園事務局前、金城橋南、金城ふ頭一丁目、金城ふ頭西、南陽ブール、藤前一丁目、ポートメッセ1号館、ポートメッセなごや、明が丘、上社口、中打越

9 経路

系 統 記 号	経 路
幹名駅2口	名古屋駅 - [現行の名駅27号系統と同一経路] - 野跡小学校 - 野跡駅
幹築地1	港区役所 - [現行と同一経路] - 稲永新田 - 野跡小学校 - 野跡駅
幹築地1八	名古屋港 - [現行の名港12号系統と同一経路] - 潮風橋東 - 野跡駅
幹神宮1	[現行と同一経路] - 競馬場 - 競馬場正門 - 名古屋競馬場前駅 - 土古 - [現行と同一経路]
幹神宮1イ	[現行と同一経路] - 競馬場 - 競馬場正門 - 名古屋競馬場前駅 - 土古 - [現行と同一経路]
幹神宮1口	神宮東門 - [現行と同一経路] - 競馬場 - 競馬場正門 - 名古屋競馬場前駅 - 土古 - [現行と同一経路] - 中川車庫前
幹神宮1八	[現行と同一経路] - 競馬場 - 競馬場正門 - 名古屋競馬場前駅 - 土古 - [現行と同一経路]
幹神宮1二	[現行と同一経路] - 競馬場 - 競馬場正門 - 名古屋競馬場前駅 - 土古 - [現行と同一経路]
幹神宮1ホ	当知一丁目 - [現行の神宮14号系統と同一経路] - 河合小橋
幹神宮2	[現行と同一経路] - 市立工業高校 - 中島駅 - 東中島 - [現行と同一経路]
幹神宮2イ	[現行と同一経路] - 市立工業高校 - 中島駅 - 東中島 - [現行と同一経路]
幹神宮2口	[現行と同一経路] - 市立工業高校 - 中島駅 - 東中島 - [現行と同一経路]
幹神宮2八	[現行と同一経路] - 市立工業高校 - 中島駅 - 東中島 - [現行と同一経路]
名駅20	[現行と同一経路] - 市立工業高校 - 中島駅 - 東中島 - [現行と同一経路]
名駅20イ	[現行と同一経路] - 市立工業高校 - 中島駅 - 東中島 - [現行と同一経路]
名駅20口	名古屋駅 - [現行の名駅28号系統と同一経路] - 権野
名駅29	[現行の中村区2号系統と同一経路]
名駅29イ	[現行の中村区2イ号系統と同一経路]
名駅29口	[現行の中村区2口号系統と同一経路]

栄 2 0	[現行と同一経路] - 市大薬学部 - 瑞穂保健所 - 田辺通四丁目 - 瑞穂運動場東
栄 2 7	[現行の西区系統と同一経路]
金山 1 2	[現行と同一経路] - 八事日赤病院 - 妙見町
金山 1 2 イ	[現行と同一経路] - 滝子 - 洲雲町 - 市立大学病院 - 桜山 - 広見町 - 滝子 - [現行と同一経路]
金山 1 2 口	[現行と同一経路] - 八事日赤病院 - 妙見町
金山 1 4	[現行と同一経路] - 総合リハビリセンター - 八勝通二丁目 - 瑞穂運動場東
金山 1 5	[現行と同一経路] - 瑞穂グランド - 瑞穂運動場東
金山 1 6	[現行と同一経路] - 市大薬学部 - 瑞穂保健所 - 田辺通四丁目 - 瑞穂運動場東
金山 1 9	[現行と同一経路] - 南陽通四丁目 - 南陽通五丁目 - 南陽通六丁目 - [現行と同一経路]
金山 1 9 イ	[現行と同一経路] - 南陽通四丁目 - 南陽通五丁目 - 南陽通六丁目 - [現行と同一経路]
金山 1 9 口	[現行と同一経路] - 南陽通四丁目 - 南陽通五丁目 - 南陽通六丁目 - [現行と同一経路]
金山 1 9 八	[現行と同一経路] - 南陽通四丁目 - 南陽通五丁目 - 南陽通六丁目 - [現行と同一経路]
金山 2 0	[現行と同一経路] - 上流町 - 南荒子駅 - 若山町 - [現行と同一経路]
金山 2 2	[現行と同一経路] - 篠原橋通三丁目 - 荒子駅 - 荒子一丁目 - [現行と同一経路]
金山 2 2 イ	[現行と同一経路] - 篠原橋通三丁目 - 荒子駅 - 荒子一丁目 - [現行と同一経路]
金山 2 2 口	[現行と同一経路] - 篠原橋通三丁目 - 荒子駅 - 荒子一丁目 - [現行と同一経路]
金山 2 5	[現行と同一経路] - 稲永新田 - 野跡小学校 - 野跡駅
金山 2 6	[現行の昭和区系統と同一経路]
金山 2 6 イ	[現行の昭和区イ号系統と同一経路]
池下 1 1	[現行の千種区系統と同一経路]
池下 1 1 イ	[現行の千種区イ号系統と同一経路]
池下 1 1 口	[現行の千種区口号系統と同一経路]
池下 1 1 八	[現行の千種区八号系統と同一経路]
池下 1 1 二	[現行の千種区二号系統と同一経路]
高畑 1 3	[現行と同一経路] - 稲永新田 - 野跡小学校 - 野跡駅
高畑 1 3 イ	[現行の港区系統と同一経路]

高畑 1 7	[現行の中川区 1 号系統と同一経路]
高畑 1 7 イ	[現行の中川区 1 イ号系統と同一経路]
高畑 1 8	[現行の中川区 2 号系統と同一経路]
高畑 1 8 イ	[現行の中川区 2 イ号系統と同一経路]
黒川 1 4	[現行の北区口号系統と同一経路]
東海 1 1	港区役所 - [現行の名港 1 4 号系統と同一経路] - 惟信町 - 南陽大橋東 - 南陽大橋西 - 西茶屋荘 - きよすみ荘 - 南陽町 - 両茶橋北 - 両茶橋
東海 1 1 イ	港区役所 - [現行の名港 1 4 号系統と同一経路] - 多加良浦
東海 1 2	[現行の六番 1 1 号系統と同一経路]
東海 1 2 イ	[現行の名港 1 5 号系統と同一経路]
東海 1 2 口	[現行の名港 1 5 イ号系統と同一経路]
東海 1 2 八	[現行の名港 1 5 口号系統と同一経路]
東海 1 2 二	中川車庫前→中島新町→小碓四丁目→当知一丁目→[現行の六番 1 1 号系統と同一経路] →東海通→港区役所
八事 1 1	妙見町 - 八事日赤病院 - [現行と同一経路]
八事 1 1 イ	妙見町 - 八事日赤病院 - [現行と同一経路]
八事 1 1 口	[現行の八事 1 1 イ号系統と同一経路]
八事 1 2	[現行の千種 1 5 号系統と同一経路]
八事 1 2 イ	杵中 - [現行の千種 1 5 号系統と同一経路] - 島田一ツ山
植田 1 2	[現行の天白区系統と同一経路]
植田 1 2 イ	[現行の天白区イ号系統と同一経路]
植田 1 2 口	[現行の天白区口号系統と同一経路]
神宮 1 2	[現行と同一経路] - 南陽通四丁目 - 南陽通五丁目 - 南陽通六丁目 - [現行と同一経路]
神宮 1 6	神宮東門 - [現行の南区系統と同一経路] - 明治小学校西 - 中京病院 - 二条町 - [現行の南区系統と同一経路] - 南区役所 - 笠寺駅 - 南区役所 - [現行の南区系統（右まわり）と同一経路] - 神宮東門
神宮 1 6 イ	神宮東門 - [現行の南区系統と同一経路] - 明治小学校西 - 中京病院 - 二条町 - [現行の南区系統と同一経路] - 南区役所 - 笠寺駅
神宮 1 6 口	神宮東門 - [現行の南区系統（左まわり）と同一経路] - 笠寺駅
野並 1 3	[現行と同一経路] - 籠山西 - 鳴海町砂田 - 大清水西 - 大清水小学校 - 水広下池 - 大清水
春田 1 1	春田駅 - 富田中学校前 - 供米田中学校 - 豊治小学校 - 包里住宅 - 蟹田 - 八百島 - 南陽中学校 - 七反野 - 知多 - 西茶屋荘 - きよすみ荘 - 南陽町 - 両茶橋北 - 両茶橋

要町 1 1	[現行と同一経路] - 有松中町 - 有松小学校 - 有松駅 - 有松小学校 - 高根 - [現行と同一経路]
要町 1 1 イ	[現行と同一経路] - 有松中町 - 有松小学校 - 有松駅 - 有松小学校 - 高根 - [現行と同一経路]
有松 1 1	[現行と同一経路] - 三丁山 - 有松小学校 - 有松駅 - 細根 - 姥子山西 - 姥子山三丁目 - 敷田北 - 姥子山四丁目 - 太子
大高 1 2	[現行の緑区系統と同一経路]
大高 1 2 イ	[現行の緑区イ号系統と同一経路]
守山 1 1	[現行の守山区 1 号系統と同一経路]
守山 1 1 イ	[現行の守山区 1 イ号系統と同一経路]
守山 1 1 口	[現行の守山区 1 口号系統と同一経路]
守山 1 1 八	[現行の守山区 1 八号系統と同一経路]
小幡 1 1	[現行の守山区 2 号系統と同一経路]
小幡 1 1 イ	[現行の守山区 2 イ号系統と同一経路]
小幡 1 1 口	[現行の守山区 2 口号系統と同一経路]
千種巡回	地下鉄自由ヶ丘 - 自由ヶ丘二丁目 - 城山病院前 - 猫ヶ洞池 - 猫洞通二丁目 - 猫洞通四丁目 - 本山 - 四ツ谷通二丁目 - 四ツ谷通三丁目 - 見付小学校 - 田代本通 - 日進通五丁目 - 丸山本通 - 春岡通 - 春岡小学校西 - 仲田 - 池下 - 仲田 - 今池 - 仲田本通 - 東市民病院前 - 若水三丁目 - 振甫プール前 - 上野公園前 - 谷口 - 天満通一丁目 - 天満通二丁目 - 月ヶ丘 - 姫ヶ池 - 城山新町 - 南ヶ丘 - 自由ヶ丘三丁目 - 地下鉄自由ヶ丘
東巡回	大曽根 - 大曽根駅西 - 徳川町六丁目 - 徳川町 - 山口町 - 東区役所 - 平田町 - 飯田町 - 東片端 - 高岳 - 布池 - 代官町 - 平田町 - 東区役所 - 建中寺東 - 豊年橋 - 都通二丁目 - 今池 - 仲田本通 - 東市民病院前 - 北千種町 - 都通一丁目 - 松軒 - 古出来町 - 矢田南 - 矢田 - 大幸 - 名大大幸医療センター - 砂田橋 - 砂田橋小学校 - 大幸東団地 - 茶屋ヶ坂
北巡回	黒川 - 城見町 - 金城町二丁目 - 金城町三丁目 - 光音寺町 - 福德町 - 川中 - 城北小学校 - 城北病院 - 金田町五丁目 - 安井町 - 安井町東 - 辻町 - 辻本通 - 上飯田西町 - 上飯田 - 御成通三丁目 - 平安通 - 平安通四丁目 - 大曽根 - 西大曽根 - 杉栄町 - 東杉町一丁目 - 清水二丁目 - 西杉町 - 北区役所 - 柳原町 - 城見町 - 黒川
楠巡回	如意車庫前 - 如意北裏 - 北高校 - 池端 - 楠町 - 池花町 - 楠支所 - 北味鋳 - 味鋳小学校北 - 味鋳 - 水分橋 - 三階橋北 - 上飯田 - 御成通三丁目 - 平安通 - 西大曽根 - 六郷小学校 - 大曽根 - 平安通四丁目 - 平安通 - 御成通三丁目 - 上飯田 - 三階橋北 - 水分橋 - 味鋳 - 味鋳小学校北 - 中味鋳 - 味鋳住宅 - 西味鋳 - 新川中橋 - 如意池田 - 大我麻町 - 新沼町 - 北高校 - 如意北裏 - 如意車庫前

西巡回	[現行の西区系統と同一経路]
山田巡回	如意車庫前 - 大我麻町 - 喜惣治一丁目 - 比良新橋 - 比良 - 比良口 - 蛇池神社前 - 大野木五丁目 - 大野木四丁目 - 大野木二丁目 - 大野木一丁目 - 小田井市場木 - 庄内緑地公園 - 南川町 - 山田支所南 - 山田支所 - 上小田井駅 - 木曽橋 - 島落 - 小田井野田 - 丸中橋東 - 新木町 - 見寄町 - 中沼町 - 平田折戸 - 平田住宅
中村巡回	本陣 - 森田町 - 高道町 - 日比津小学校前 - 新富町 - 日比津公園北 - 橋下町 - 豊公橋 - 東宿町 - 豊国神社 - 中村小学校前 - 鳥居通三丁目 - 鳥居通二丁目 - 本陣 - 本陣通二丁目 - 則武本通二丁目 - 則武本通三丁目 - 中村区役所 - 大門通東（復路のみ） - 大門通 - 大宮町 - 千成通 - 城西病院前 - 松蔭高校 - 畑江通八丁目 - 地下鉄岩塚 - 岩塚本通四丁目 - 鴨付公園西 - 鴨付町 - 荒輪井 - 稲西車庫
中巡回	栄 - 広小路栄 - 広小路本町 - 三ツ蔵通本町（往路のみ） - 若宮 - 白川公園 - 新州崎橋 - 天王崎橋東 - 科学館西（往路のみ） - 大須観音 - 大須 - 上前津 - 下前津（往路のみ） - 橋町 - 古渡町北 - 古渡町 - 正木 - 金山南口 - 金山
昭和巡回	御器所通 - 緑町 - 曙町二丁目 - 曙町一丁目 - 竜ヶ池 - 名大病院 - 鶴舞公園北口（往路のみ） - 鶴舞公園前 - 東郊通一丁目 - 東郊通二丁目 - 吸場町 - 大井町 - 東別院前 - 古沢町 - 金山 - 流町 - 向田町 - 福江二丁目 - 東郊通三丁目 - 御器所二丁目 - 御器所四丁目 - 出口町 - 恵方町 - 御器所通 - 広路通一丁目 - 広路通五丁目 - 広路小学校 - 川原通（往路のみ） - 山中 - 杵中 - 滝川町 - 八事日赤病院（復路のみ） - 山手通二丁目 - 山手通一丁目 - 名古屋大学
瑞穂巡回	新瑞橋 - 妙音通四丁目 - 妙音通二丁目 - 地下鉄堀田 - 名鉄堀田 - 堀田通七丁目（往路のみ） - 牛巻 - 大喜 - 豊岡通 - 瑞穂運動場西 - 瑞穂通四丁目 - 瑞穂区役所 - 瑞陵高校 - 高田町 - 洲雲町 - 川澄町 - 菊園町一丁目 - 汐路小学校 - 大殿町 - 市大薬学部 - 瑞穂保健所 - 田辺通四丁目 - 瑞穂運動場東 - 八勝通二丁目 - 総合リハビリセンター - 清水ヶ岡 - 弥富桜ヶ岡 - 八事表山 - 茨木町 - 昭和高校前 - 中根 - 弥富通四丁目 - 弥富通三丁目 - 瑞穂運動場東 - 瑞穂グランド - 瑞穂青年の家 - 弥富通一丁目 - 新瑞橋
熱田巡回	神宮東門 - 熱田区役所 - 熱田駅西 - 旗屋二丁目 - 地下鉄西高蔵 - 名古屋国際会議場 - 日比野 - 野立町 - 野立小学校 - 八熊通二丁目 - 八熊通 - 新尾頭町 - 金山南口 - 沢上町 - 高蔵 - 熱田プール - 神宮東公園 - 熱田駅西 - 熱田区役所 - 神宮東門

中川巡回	地下鉄高畑 - 荒子一丁目 - 上高畑一丁目 - 小本三丁目 - 万町 - 常磐小学校 - 烏森駅南 - 松葉町一丁目 - 長良本町 - 長良町三丁目（復路のみ） - 長良橋 - 二女子 - 五女子 - 八幡西通 - 尾頭橋 - 八熊通 - 八熊通二丁目 - 八幡小学校 - 牛立町 - 神郷町 - 中野本町二丁目 - 中野橋 - 野立橋 - 篠原小学校西 - 宮脇町 - 小塚町 - 篠原橋通三丁目 - 荒子駅 - 荒子一丁目 - 地下鉄高畑
富田巡回	戸田 - 戸田三丁目 - 供米田三丁目 - 富田支所 - 富田中学校前 - 伏屋橋 - 伏屋駅 - 伏屋 - 長須賀 - 松下南 - 松下 - 東春田 - 春田駅 - 春田一丁目 - 富田図書館 - 服部二丁目 - 服部 - 富田町服部 - 千音寺荘 - 新家横枕（往路のみ） - 新家神田 - 富田町新家 - 戸田荘
港巡回	港区役所 - 東海通 - 七番町 - 五番町 - 南一番町 - 千年 - 港明町 - 労災病前 - 港楽町 - 港陽町 - 築地口 - 中川橋 - 中川本町五丁目 - 運河事務所前 - いろは橋西 - 築盛町 - 本宮町 - 本宮公園 - 荒子川公園駅 - 荒子川公園北 - 善北町 - 油屋町二丁目 - 惟信町 - 当知住宅東 - 当知三丁目 - 明德橋 - 当知住宅 - 惟信高校正門 - 惟信高校 - 弁天裏 - 多加良浦
南陽巡回	春田駅 - 富田支所 - 供米田三丁目 - 供米田中学校 - 豊治小学校 - 富田作業所 - 蟹田 - 八百島 - 戸田川緑地 - 南陽支所 - 南陽中学校 - 七反野 - 知多 - 西茶屋荘 - きよすみ荘 - 南陽町 - 両茶橋北 - 両茶橋 - 新茶屋南 - 新茶屋 - 南陽町西福田 - 海東 - 西の池 - 富永 - 包里 - 富田作業所 - 豊治小学校 - 供米田中学校 - 供米田三丁目 - 富田支所 - 春田駅
南巡回	神宮東門 - 熱田伝馬町 - 内田橋北 - 内田橋 - 明治小学校西 - 中京病院 - 二条町 - 豊郷町 - 豊本通 - 豊一丁目 - 南浜通 - 青峰通 - 宮崎通 - 新郊通三丁目 - 桜本町一丁目 - 桜本町四丁目 - 笠寺西門 - 本城中学前 - 南区役所 - 南区役所 - 笠寺駅 - 南区役所 - 総合体育館南 - 北頭 - 南高校 - 忠次 - 豊田荘 - 三新通二丁目 - 道德本町六丁目 - 道德新町 - 道德通 - 泉楽通一丁目 - 三条 - 中京病院 - 明治小学校西 - 内田橋 - 内田橋北 - 熱田伝馬町 - 神宮東門
守山巡回	新守山駅 - 二城小学校 - 守山プール - 川村口 - 川村 - 川上町 - 松坂町 - 小幡緑地 - 公園北口 - 緑ヶ丘住宅 - 小幡ヶ原 - 守山区役所 - 小幡 - 小幡宮前 - 瓢箪山 - 守山東 - 守山自衛隊 - 守山市民病院前 - 金屋坊 - 大永寺 - 守山西中学 - 新守山駅 - 守山西中学（復路のみ） - 鳥羽見小学校 - 柳内 - 高縄 - 瀬古口 - 瀬古 - 瀬古小学校 - 瀬古神明 - 守山新堀

志段味巡回	印場駅 - 旭桜ヶ丘 - 東尾張病院 - 太鼓ヶ根 - 太鼓ヶ根北 - 平池南 - 上島 - 西小学校前 - 荒田 - 天王橋 - 志段味支所前 - 中志段味 - 雨池 - 長戸橋 - 穴ヶ洞 - 志段味サイエンスパーク - 寿楽荘 - 志段味スポーツランド - 玉野川学園 - 吉根住宅 - 長廻間 - 東尾張病院 - 旭桜ヶ丘 - 印場駅
緑 1 巡回	大高駅前 - 大高駅東 - 丸根 - 大高緑地西 - 亀原 - 緑区役所 - 平部 - 曽根田 - 六条 - 緑市民病院 - 緑高校 - 緑保健所 - 緑図書館 - 滝ノ水中学校西 - 滝の水公園 - 篠の風 - 篠の風北 - 相川三丁目 - 鳴子みどりヶ丘 - ほら貝 - 高坂小学校 - 桃山住宅 - 黒石小学校 - 緑黒石住宅 - 緑黒石 - 徳重 - 徳重小学校 - 鶴が沢 - 亀ヶ洞 - 緑車庫 - 神の倉 - 兵庫公園 - 鏡田 - 藤塚一丁目 - 藤塚南公園 - 藤塚三丁目 - 藤塚橋 - 白土
緑 2 巡回	有松町口無池 - 大高町大根山 - 大高町坊主山 - 大高町文久山 - 丸根 - 大高駅前 - 大高駅東 - 丸根 - 大高緑地西 - 亀原 - 緑区役所 - 平部 - 左京山 - 西有松 - 有松中町 - 有松小学校 - 有松駅 - 有松小学校 - 高根 - 地蔵池 - 幕山 - 桶狭間寺前 - 郷前 - 下切 - 有松町口無池
名東巡回	星ヶ丘 - 星ヶ丘住宅 - 名東本通二丁目 - 西山小学校 - 植園町 - 藤巻 - 西山本通三丁目 - 西山本通二丁目 - 西里町 - 西山住宅 - 名東福祉会館 - 亀の井二丁目 - 一社 - 社台一丁目 - 鋳物師洞 - 上社西 - 上社 - 猪高小学校 - 名東区役所北 - 本郷小学校南 - 本郷 - 名東区役所 - 名東区役所北 - 藤森一丁目 - 猪高台 - 名東図書館 - 文教台一丁目 - 香流小学校 - 下坪 - 猪子石荘 - 蓬来小学校 - 猪高車庫
天白巡回	地下鉄植田 - 植田西 - 西浦 - 坂海戸 - 天白図書館 - 溝口 - 天白公園 - 天白福祉会館 - 坂海戸 - 島田 - 島田橋 - 元八事四丁目 - 塩釜口 - 大坪小学校 - 南大坪 - 北大坪 - 植田山住宅 - 植田山 - 植田寮 - 植田山住宅北 - 焼山橋 - 植田大久手 - 植田北小学校 - 植田中央公園 - 寿荘 - 北屋敷 - 地下鉄植田
野・瑞	野並車庫 - [現行の野・清系統と同一経路] - 清水ヶ岡 - 総合リハビリセンター - 八勝通二丁目 - 瑞穂運動場東
猪・妙	猪高車庫 - [現行の猪・名系統と同一経路] - 名古屋大学 - 山手通一丁目 - 山手通二丁目 - 八事日赤病院 - 妙見町

10 実施時期

平成16年10月6日

名古屋市交通局営業本部自動車部管理課

名古屋市交通局告示第 10 号

料金等徴収事務の委託について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 33 条の 2 の規定に基づき、名古屋市交通事業の料金等徴収事務を次のとおり委託しましたので、地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 26 条の 4 第 1 項の規定により告示します。

なお、平成 13 年名古屋市交通局告示第 3 号（料金等徴収事務の委託について）は、廃止します。

平成 16 年 10 月 1 日

名古屋市交通局長 吉 井 信 雄

委託の相手方	徴収を委託した料金等
社団法人名古屋市交通局協力会 名古屋市北区敷島町 12 番地	(1) 乗車料金 ア 乗合自動車乗車料条例施行規程（昭和 28 年名古屋市交通局管理規程第 35 号。以下「乗合規程」という。）に規定する普通券、定期券、割引券、割引通勤定期券、一日乗車券、共同運行バス乗継定期券及び臨時普通券の料金 イ ガイドウェイバスシステム志段味線に係る乗車券の料金及び連絡運輸等に関する規程（平成 13 年名古屋市交通局管理規程第 5 号。以下「ガイドウェイバス規程」という。）に規定する定期料金並びにガイドウェイバス・バス乗継定期券及びガイドウェイバス・ガイドウェイバス乗継定期券の料金 ウ 高速電車乗車料条例施行規程（昭和 54 年名古屋市交通局管理規程第 13 号。以下「高速規程」という。）に規定する定期券、一日乗車券及び臨時普通券の料金 エ 地下鉄 1 区特別きっぷの料金等を定める規程（平成 8 年名古屋市交通局管理規程第 19 号。以下「特別きっぷ規程」という。）に規定する地下鉄 1 区特別きっぷの料金 オ 割引連絡定期券等の料金等を定める規程（昭和

	49年名古屋市交通局管理規程第15号。以下「割引連絡規程」という。)に規定する割引連絡定期券、共通一日乗車券及び共通全線定期券の料金 カ カード乗車券取扱規程(平成10年名古屋市交通局管理規程第17号。以下「カード規程」という。)に規定するカード乗車券の料金 (2) 手数料 前号に係る還付等の手数料 (3) 駐車料金 交通局駐車場の駐車料金
名古屋鉄道株式会社 名古屋市中村区名駅 一丁目2番4号	(1) 乗車料金 ア 高速規程に規定する普通券、定期券、団体乗車券、一日乗車券及び臨時普通券の料金 イ 特別きっぷ規程に規定する地下鉄1区特別きっぷの料金 ウ 割引連絡規程に規定する共通一日乗車券の料金 エ カード規程に規定するカード乗車券の料金 オ なごや環境きっぷの発行について(平成4年名古屋市交通局告示第10号)に規定するなごや環境きっぷの料金 (2) 手数料 前号に係る還付等の手数料
株式会社名古屋交通 開発機構 名古屋市昭和区紅梅 町3丁目10番地	(1) 乗車料金 ア 乗合規程に規定する一日乗車券の料金 イ 高速規程に規定する一日乗車券の料金 ウ 特別きっぷ規程に規定する地下鉄1区特別きっぷの料金 エ 割引連絡規程に規定する共通一日乗車券の料金 オ カード規程に規定するカード乗車券の料金 (2) 広告料金
名古屋ガイドウェイ バス株式会社 名古屋市守山区竜泉 寺二丁目301番地	ガイドウェイバス規程に規定する普通料金及び定期料金
桃花台新交通株式会 社	カード規程に規定するカード乗車券の料金に係る還付の手数料

小牧市光ヶ丘 6 丁目 4 3 番地	
名鉄バス株式会社 名古屋市中村区名駅 一丁目 2 番 4 号	(1) 乗車料金 ア 乗合規程に規定する臨時普通券の料金 イ カード規程に規定するカード乗車券の料金 (2) 手数料 前号イに係る還付の手数料

名古屋市交通局営業本部企画営業部営業推進課

名古屋市交通局管理規程第 28 号

高速電車乗車料条例施行規程（昭和 54 年名古屋市交通局管理規程第 13 号）の一部を次のように改正する。

平成 16 年 9 月 29 日

名古屋市交通局長 吉 井 信 雄

第 42 条第 3 項中「乗合自動車」の次に「又は名古屋臨海高速鉄道株式会社の経営する鉄道線」を加える。

別表を次のように改める。

別表（第 62 条関係）

駅 名	略 称	駅 名	略 称
中 村 公 園	中 公	大 須 観 音	大 須
中 村 日 赤	日 赤	上 前 津	上 前
名 古 屋	名 古	御 器 所	御 器
新 栄 町	新 栄	い り な か	い り
覚 王 山	覚 王	塩 釜 口	塩 釜
東 山 公 園	東 山	西 高 蔵	西 高
星 ケ 丘	星 丘	神 宮 西	神 宮
藤 が 丘	藤 丘	伝 馬 町	伝 馬
大 曽 根	大 曽	妙 音 通	妙 音
平 安 通	平 安	新 瑞 橋	新 瑞
志 賀 本 通	志 賀	瑞穂運動場東	瑞 東
名 城 公 園	名 城	総合リハビリセンター	総 合
市 役 所	市 役	八 事 日 赤	八 赤
矢 場 町	矢 場	名 古 屋 大 学	大 学
東 別 院	別 院	自 由 ケ 丘	自 由
日 比 野	日 比	茶 屋 ケ 坂	茶 屋
六 番 町	六 番	砂 田 橋	砂 田
東 海 通	東 海	ナゴヤドーム前矢田	ド ー ム
港 区 役 所	港 区	中 村 区 役 所	村 区
築 地 口	築 地	国 際 セ ン タ ー	国 際
名 古 屋 港	名 港	久 屋 大 通	久 屋
上 小 田 井	上 小	瑞 穂 区 役 所	瑞 区
庄内緑地公園	庄 緑	瑞穂運動場西	運 西
庄 内 通	庄 通	桜 本 町	桜 本
浅 間 町	浅 間	上 飯 田	上 飯
丸 の 内	丸 内		

附 則

この規程は、平成 1 6 年 1 0 月 6 日から施行する。

名古屋市交通局管理規程第 29 号

高速電車名古屋大学・新瑞橋間の運輸営業の実施に伴う定期券の書換え等の特例に関する規程を次のように定める。

平成 16 年 9 月 29 日

名古屋市交通局長 吉 井 信 雄

高速電車名古屋大学・新瑞橋間の運輸営業の実施に伴う定期券の
書換え等の特例に関する規程

（趣旨）

第 1 条 この規程は、高速電車名古屋大学・新瑞橋間の区間の運輸営業の実施及び当該区間に関連する乗合自動車の運行系統の変更、廃止等のため、利便性を勘案すると通用区間等の変更が必要となる定期券（以下「書換定期券」という。）の書換え等の特例並びに名古屋臨海高速鉄道株式会社の経営する鉄道線（以下「あおなみ線」という。）の開業に係る定期券の発売の特例について必要な事項を定めるものとする。

（書換えの特例）

第 2 条 平成 16 年 10 月 5 日までに発売し、同月 6 日以降も残存通用期間のある書換定期券について、次表左欄の区分に応じて同表右欄に掲げる定期券に書換えを行う。

区 分	書換え後の定期券
乗合自動車の書換定期券	当該書換定期券の通用区間に相当する区間（当該区間に高速電車名古屋大学・新瑞橋間の区間の全部又は一部を加えたときは、その加えた区間を含む。以下同じ。）を運行する高速電車の定期券又は割引連絡定期券

高速電車の書換定期券	名古屋大学・新瑞橋間の区間の全部若しくは一部を加えた区間を運行し又は当該区間を経路として指定する高速電車の定期券
割引連絡定期券	当該書換定期券の通用区間に相当する区間を運行し又は名古屋大学・新瑞橋間の区間の全部若しくは一部を高速電車の経路として指定する高速電車の定期券又は割引連絡定期券

(精算)

第 3 条 前条の規定により書換えを行う場合において、定期券の料金に差額が生じるときは、当該差額を 1 か月券にあつては 3 0、3 か月券にあつては 9 0、6 か月券にあつては 1 8 0 で除した金額に、書換えの請求があつた日の翌日以後の残存有効日数（定期券を継続発売によって発売していた場合の当該定期券の前の定期券（以下「原定期券」という。）の残存有効日数を含む。以下「書換定期券残存有効日数」という。）を乗じて得た金額（1 0 円未満の端数は四捨五入する。）を徴収し、又は払い戻す。ただし、原定期券の残存有効期間中に書換えの請求があつた場合においては、書換定期券残存有効日数のうち原定期券の残存有効日数を除いた日数は、1 か月券にあつては 3 0 日、3 か月券にあつては 9 0 日、6 か月券にあつては 1 8 0 日とする。

2 前条に規定する書換定期券のうち、乗合自動車の経路に名古屋大学・新瑞橋の区間の全部又は一部を含む書換定期券を、高速電車の定期券又は割引連絡定期券へ書換えを行う場合において、書換え後の定期券の料金が書換え前の料金より高額となるときは、前項の規定にかかわらず、差額は徴収しない。

(連絡定期券の区間変更等)

第 4 条 高速電車連絡運輸規程（昭和 5 4 年名古屋市交通局管理規程第 1 4 号）に規定する連絡運輸の定期券について、通用区間を名古屋大学・新瑞橋間の区間の全部若しくは一部を加えた区間に変更する場合又は当該区間を経

路として指定する場合においては、第3項に規定する金額を払い戻し、申出日において新しい通用期間の定期券を発売する。

- 2 乗合自動車の定期券、高速電車の定期券及び割引連絡の定期券からあおなみ線との割引連絡定期券に変更する場合は、次項に規定する金額を払い戻し、10月6日以降を通用開始日とする新しい通用期間の定期券を発売する。
- 3 前2項の規定による払戻金額は、各々の定期券の料金を1か月券にあっては30、3か月券にあっては90、6か月券にあっては180で除した金額に、区間変更等の請求があった日の翌日以後の残存有効日数（原定期券の残存有効日数を含む。以下「変更定期券残存有効日数」という。）を乗じて得た金額（10円未満の端数は四捨五入する。）とする。ただし、原定期券の残存有効期間中に区間変更等の請求があった場合においては、変更定期券残存有効日数のうち原定期券の残存有効日数を除いた日数は、1か月券にあっては30日、3か月券にあっては90日、6か月券にあっては180日とする。

（取扱期間）

第5条 第2条の規定による書換え及び第4条の規定による発売の取扱期間は、平成16年9月29日から旧定期券の通用期間の末日までとする。

（取扱場所）

第6条 第2条の規定による書換えの取扱場所は、各乗車券発行所とする。

- 2 第4条第1項の規定による発売の取扱場所は、高速電車連絡運輸規程第11条に規定する乗車券発行所とする。
- 3 第4条第2項の規定による発売の取扱場所は、名古屋、栄及び金山乗車券発行所とする。

（通用期間）

第7条 第2条の規定により書換えた定期券の通用期間は、書換えた日から書換定期券の通用期間の末日までとする。

（手数料）

第8条 第2条の規定による書換え及び第4条の規定による払戻しに伴う手数料は、徴収しない。

（その他）

第 9 条 この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、発布の日から施行する。

名古屋市交通局管理規程第 30 号

名古屋市交通局事務分掌規程（昭和 32 年名古屋市交通局管理規程第 9 号）の一部を次のように改正する。

平成 16 年 9 月 30 日

名古屋市交通局長 吉 井 信 雄

第 2 条中「藤ヶ丘工場」を「藤が丘工場」に改める。
「名城工場」を「名港工場」

第 3 条技術本部施設車両部車両課電車整備係の項第 4 号中「藤ヶ丘工場、名城工場」を「藤が丘工場、名港工場」に改める。

第 14 条の 2 の表を次のように改める。

駅 務 区	管区駅長	駅 名
東 山 線 駅 務 区	名古屋管区 駅担当	高畑、八田、岩塚、中村公園、中村日赤、本陣、 亀島、名古屋
	池下管区駅 担当	新栄町、千種、池下、覚王山、東山公園、星ヶ 丘、一社、上社、本郷、藤ヶ丘
名城線西部 駅 務 区	栄管区駅担 当	上飯田、大曽根、平安通、志賀本通、黒川、名城 公園、市役所、栄
	金山管区駅 担当	矢場町、東別院、金山、日比野、六番町、東海 通、港区役所、築地口、名古屋港
名城線東部 駅 務 区	名古屋大学 管区駅担当	ナゴヤドーム前 矢田、砂田橋、茶屋ヶ坂、自由 ヶ丘、本山、名古屋大学
	新瑞橋管区 駅担当	新瑞橋、妙音通、堀田、伝馬町、神宮西、西高蔵
鶴 舞 線 駅 務 区	伏見管区駅 担当	上小田井、庄内緑地公園、庄内通、浄心、浅間 町、伏見、大須観音、上前津、鶴舞、荒畑
	八事管区駅 担当	川名、いりなか、八事、塩釜口、植田、原、平 針、赤池
桜 通 線 駅 務 区	今池管区駅 担当	中村区役所、国際センター、丸の内、久屋大通、 高岳、車道、今池
	桜本町管区 駅担当	吹上、御器所、桜山、瑞穂区役所、瑞穂運動場、 桜本町、鶴里、野並

第 18 条（見出しを含む。）中「副長」の次に「、首席助役」を加える。

第 19 条第 1 項中「及び副長」を「、副長及び首席助役」に改め、同条第 2 項中「副長」を「上司」に改める。

第 27 条（見出しを含む。）中「藤ヶ丘工場」を「藤が丘工場」に改める。

第 27 条の 3（見出しを含む。）中「名城工場」を「名港工場」に改める。

第 29 条中「藤ヶ丘工場、名城工場」を「藤が丘工場、名港工場」に改める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この規程は、平成 1 6 年 1 0 月 1 日から施行する。

(高速電車係員規程の一部改正)

第 2 条 高速電車係員規程 (昭和 3 2 年名古屋市交通局管理規程第 4 0 号) の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「副長」を「副長
首席助役」に改める。

第 1 8 条の 2 中「副長」を「首席助役」に改め、同条を第 1 8 条の 3 とし、第 1 8 条の次に次の 1 条を加える。

第 1 8 条の 2 首席助役は、副長の指揮を受け、高速電車の運転に関する業務を処理するとともに所属係員を指揮監督する。

第 1 9 条中「副長の指揮」を「主任助役の指示」に改める。

(名古屋市交通局職員の職名及び補職名規程の一部改正)

第 3 条 名古屋市交通局職員の職名及び補職名規程 (昭和 4 9 年名古屋市交通局管理規程第 2 3 号) の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項中「首席助役の補職名は局、所属する公所及び所管する管区駅の名を冠した名称とし」を「駅務区に所属する首席助役の補職名は局、所属する駅務区及び所管する管区駅の名を冠した名称とし、運転区に所属する首席助役の補職名は局及び所属する運転区の名を冠した名称とし」に改める。

(高速電車係員服務規程の一部改正)

第 4 条 高速電車係員服務規程 (昭和 3 2 年名古屋市交通局管理規程第 4 1 号) の一部を次のように改める。

第 7 3 条の 3 を第 7 3 条の 5 とする。

第 7 3 条の 2 中「副長」を「首席助役」に改め、同条を第 7 3 条の 4 とする。

第 2 章中第 1 2 節の 2 を第 1 2 節の 3 とし、第 1 2 節の次に次の 1 節を加える。

第 1 2 節の 2 首席助役

(服務要領)

第 7 3 条の 2 首席助役は、副長の指揮を受け、高速電車の運転に関する業務を処理するとともに所属係員を指揮監督しなければならない。

(準用規定)

第 7 3 条の 3 首席助役の服務については、運転区長の服務に関する規定を準用する。

第 7 4 条中「副長の指揮」を「主任助役の指示」に改める。

(運転安全規範の一部改正)

第 5 条 運転安全規範（昭和 2 6 年交通局達第 7 6 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中「首席助役、副長」を「副長、首席助役」に改める。

（交通局被服規程の一部改正）

第 6 条 交通局被服規程（昭和 4 6 年名古屋市交通局管理規程第 2 1 号）の一部を次のように改める。

別表第 2 (1) 本庁等の項中「、電車部主幹（4 号線開業準備）」を削り、同表運輸現場の項中「首席助役、副長」を「副長、首席助役」に改める。

別表第 2 (4) 中「、電車部主幹（4 号線開業準備）」を削り、「首席助役、副長」を「副長、首席助役」に改める。

（営業所等組奨励規程の一部改正）

第 7 条 営業所等組奨励規程（昭和 2 7 年交通局達第 2 号）の一部を次のように改める。

第 2 条の 2 の表駅務区の項を次のように改める。

駅務区	東山線	1 8 組	運輸主事（駅務に従事する者に限る。） 電車運輸主事	各駅をそれぞれ 1 組とする。
	名城線 西部	1 6 組	〃	上飯田駅を除く 各駅をそれぞれ 1 組とする。
	名城線 東部	1 2 組	〃	各駅をそれぞれ 1 組とする。
	鶴舞線	1 7 組	〃	上小田井駅を除く 各駅をそれぞれ 1 組とする。
	桜通線	1 5 組	〃	各駅をそれぞれ 1 組とする。

（車両整備優良表彰規程の一部改正）

第 8 条 車両整備優良表彰規程（昭和 4 9 年名古屋市交通局管理規程第 4 0 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「藤ヶ丘工場長、名城工場長」を「藤が丘工場長、名港工場長」に改める。

別表中 「

藤ヶ丘工場
名城工場

」 を 「

藤が丘工場
名港工場

」 に改める。

(運輸施設整備優良表彰規程の一部改正)

第9条 運輸施設整備優良表彰規程(昭和49年名古屋市交通局管理規程第41号)の一部を次のように改正する。

別表軌道事務所の項中「藤ヶ丘保線区」を「藤が丘保線区」に、「東海通保線区」を「名港保線区」に改める。

(名古屋市交通局労働安全衛生管理規程の一部改正)

第10条 名古屋市交通局労働安全衛生管理規程(昭和50年名古屋市交通局管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

名城線駅務区	区	長	管	区	駅	長
--------	---	---	---	---	---	---

を

」

「

名城線西部駅務区	区	長	管	区	駅	長
名城線東部駅務区	区	長	管	区	駅	長

に、

」

「

技術管理係長	を	「	技術管理係長	に、
車庫係長				

」

「

藤ヶ丘工場	」を	「	藤が丘工場	に改める。
名城工場				

」

(初任給、昇格及び昇給等に関する規程の一部改正)

第11条 初任給、昇格及び昇給等に関する規程(昭和42年名古屋市交通局管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

第17条の3第2項中「首席助役、副長」を「副長、首席助役」に改め、「副所長」の次に「、分所長」を加える。

別表第1級別標準職務表1企業職給料表(1)中「首席助役、副長」を「副長、首席助役」に改める。

別表第1級別標準職務表6企業職給料表(6)中「首席助役、副長」を「副長、首席助役」に改める。

(名古屋市交通局特殊勤務手当支給規程の実施細目に関する規程の一部改正)

第12条 名古屋市交通局特殊勤務手当支給規程の実施細目に関する規程(平成13年名古屋市交通局管理規程第14号)の一部を次のように改正する。

第3条の表中「藤ヶ丘工場、名城工場」を「藤が丘工場、名港工場」に改める。

附則第12項の表中「藤ヶ丘工場、名城工場」を「藤が丘工場、名港工

場」に改める。

（名古屋市交通局会計規程の一部改正）

第 1 3 条 名古屋市交通局会計規程（昭和 3 1 年名古屋市交通局管理規程第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 2 条第 3 項中「藤ヶ丘工場、名城工場」を「藤が丘工場、名港工場」に改める。

（高速電車運転取扱規程の一部改正）

第 1 4 条 高速電車運転取扱規程（平成 1 6 年名古屋市交通局管理規程第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 号中「首席助役」の次に「(駅務区勤務)」を加え、同条第 2 号中「副長」の次に「、首席助役 (運転区勤務)」を加える。

公告対象区域内における同一敷地内建築物以外の建築物の位置及び構造の認定に係る公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定に基づき、次の対象区域内における同一敷地内建築物以外の建築物の位置及び構造を認定しましたので、同条第6項の規定により、次のとおり公告するとともに、その関係図書を一般の縦覧に供します。

平成16年9月30日

名古屋市長 松原武久

1 対象区域

名古屋市守山区大森四丁目809番1、809番2、809番3、809番4、809番5

2 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課
（名古屋市役所西庁舎2階）

3 縦覧日時

名古屋市の休日定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日以外の日の午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

名古屋高速道路公社公告第3号

名古屋高速道路公社は、有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令(平成11年建設省令第38号。以下「省令」という。)第2条第1項の規定に基づき、有料道路自動料金収受システム(以下「ETCシステム」という。)を使用して道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第2条第3項に規定する料金の徴収を行うことを次のとおり公告する。

なお、ETCシステムを利用した料金の徴収のうち、ETC別納カード(省令第2条第2項の規定に基づき日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団が公告したETCシステム利用規程(平成16年1月20日)第2条第1号に規定するETCカードのうち、日本道路公団又は本州四国連絡橋公団の定める手続により貸与を受けたETCカードをいう。)を利用した料金の徴収は、日本道路公団に委任する。

平成16年9月28日

名古屋高速道路公社
理事長 登内洋人

- 1 ETCシステムを新たに使用する料金所名
東片端料金所、吹上東料金所、吹上西料金所、春岡料金所、
四谷料金所、高辻料金所、堀田料金所、呼続料金所、笠寺料金所、
黄金料金所、烏森料金所、豊山南料金所、豊山南出口料金所、
豊山北料金所、小牧南料金所及び小牧北料金所
- 2 ETCシステムを使用して料金の徴収を開始する日時
平成16年10月1日 正午
- 3 ETCシステム利用規程
平成16年1月20日付け官報(号外第8号)で公告された日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団のETCシステム利用規程による。

教育委員会の人事異動

山本繡子委員長は、平成 16 年 9 月 30 日委員長の職を退任した。

後藤澄江委員長は、平成 16 年 10 月 1 日選任された。

青木一、川村洋司両委員は、平成 16 年 10 月 1 日委員長の職務を代理する者として指定された。

職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）の規定により、次の者を
平成 16 年 9 月 29 日 懲戒処分に付した。

平成 16 年 9 月 29 日

名古屋市教育委員会

所属及び補職名	処分の内容	処 分 理 由
市立学校教諭	停職 6 か月	地方公務員法第 29 条第 1 項 第 1 号及び第 3 号